矯正図書館

監獄雜誌

第五卷第六號

目　録

●論說
●監獄學序文　法學博士　穗積陳重君　（一頁）
●監獄學序文　文學士　都筑馨六君
●格氏監獄學講義　木秀太郎譯　（十六頁）
●敎誨
●所感　在三池集治監　谷治達門
●敎誨師の名譽　山形市　岩本勝昭
●迪信　（二十三頁）
●雜錄　（二十八頁）
●萬國會議派遣委員の責任を論ず　宍戸九一生
●監獄需要物品に就て　如夢居士
●德川氏刑制總說　存樺生
●二人關紲
●囚徒及幼者流浪者狂人等保護に關する萬國會議の問題　（三十七頁）
●問答
●五六三史の質問に答ふ　如夢居士
●刑事訴訟法第八十八條の解釋如何　（三十八頁）
●雜報　（五十一頁）
●寄書
●感嚴　靜岡　泣阿生
●監獄の改良　平田嘉兵衛
●炭坑事業に囚徒を使役するの可否に就て　武甲峯望生
●監房内の貯水は飲用に供するものにあらざる乎　如夢居士
●洋々散士に答ふ　岳々道人
●警視監獄暴行顚末に就て　天王谷寒一
●囚人看讀の書籍は監署に具備する者たるへし　三池工藤生
●谷山形市愛獄生　在神奈川　宇宙外居士
●看守勤務の方法は愛獄生の隔日說に賛成す　五稜六三史
●所感
●刑法附則第三十四條に所謂通算の文字は如何に之を解釋すへきや　如夢居士　（五十九頁）
●特別寄書　（六十頁）
●再ひ請負作業の適否に就て　金城山人
●監獄彙報　（六十二頁）

警察監獄學會發兌

矯正図書館

○會告

東京地方震災ノ爲メ本會並ニ事務員ノ安否早速御慰問被下候段不堪鳴謝候

一統幸ニ其難ヲ免カレ候間御放慮被下度一々御答禮可致之處本誌發行ノ際頗ル混雜致居候間乍略儀誌上御挨拶申上候敬具

明治廿七年六月

警察監獄學會

磯村兌貞

●教誨叢書第三十輯目録

○教誨　來る日に生きよ　樺戸　水崎喜一
　　涙　釧路　大塚素
○宗教　宗教の人となるは誠實なるにあり　高北三四郎
　　我れ祈禱に生けり　渡邊望岳
　　鳩翁の有神論　大塚素
○傳記　神武天皇　原胤昭
　　漢方醫淺田宗伯翁
○讀史書感　上代の開化　長陽外史
○日新公教訓歌解　南海逸士
○勸話　英國の四人セ、ディ、の書翰　I、F、生
　　二宮尊德翁の苦學　阪本已之松
　　安眠　は、
　　秀吉の忍耐　天福堂主人
　　市兵衛記の末　濃川生
○讀方　地理階梯　日本の湖沼　天福堂主人
　　半年の勉強

●監獄學出版廣告

伯爵井上內務大臣閣下題字

司法次官　清浦奎吾君序文
神奈川縣知事　中野健明君序文
靜岡縣知事　小松原英太郎君序文
內務省警保局長　小野田元熙君序文
帝國大學法科大學長　穗積陳重君序文
教授法學博士　都筑馨六君序文
內務省參事官文學士　久米金彌君序文
內務書記官文學士　小河滋次郎君編著
神奈川縣典獄

監獄學　全

（監獄構造法石版密圖數拾葉入）

本書は本邦現行の監獄制度を基礎となし有名なるクロー子氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の刊行よ係るホルツエンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エッケルト、スタルケ其他刑獄に關係ある內外諸大家の著書を參照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關するの事項は細大洩すなく盡く網羅編纂したる所の一大著述にして殊に其の理論と實際とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信する所の定說を痛擊する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるに足るものあり都筑文學士の序文に曰く「精を取ると多くして力を用ふることを勤めたりと謂ふへし一寔に以て斯道の指南車となすに足る」と時正さに監獄改良の機に際す看守教科用書として最も適當なるへきは論を俟たす苟くも職に此の事業に執掌せらるゝ所の者常に一本を其の坐右に備へられ且つ經國の有志も亦普く之を購讀するに至らんことを切望す若し六れ購讀に關する手續等に就ては次に揭ぐる諸般購讀者に便利なる方法を參觀せられんことを要す

矯正図書館

◎監獄學出版豫約法

●定價金壹圓九拾錢

●豫約割引法

豫約實價五部以下
一部　金壹圓六拾錢
六部以上二拾部以下
一部　金壹圓五拾五錢
二拾一部以上五拾部以下
一部　金壹圓五拾錢
五拾一部以上百部以下
一部　金壹圓四拾五錢
百一部以上二百部以下
一部　金壹圓四拾錢
二百部以上
一部　金壹圓三拾五錢

●運送費
一部金拾五錢
郵便及小包郵便に付する時は其實費

●製本及体裁
紙數　凡千頁
体裁　見本の通
製本　總色クロース金字入美本

●豫約期限
本年六月三十日限とす
右期限後の申込は定價に復するは勿論印刷部數に限りあるを以需用に應せざることあるへし
又豫約期限内と雖とも印刷部數を超る時は再版に付する迄送本の儘豫を乞ふことあるへし
豫約申込は官衙名若くは上等司獄官及本會渠金主任官の内二名以上を以て下の書式に依り申込ありたし

豫約申込證

小河滋次郎氏著述
一監獄學　幾部

右像約廣告に基き當著員協議の上前顯の部數を豫像約候條製本出來次第送本可有之然る上は代金並運送費合計幾千圓は（本月内一時〳〵來る何月より向三ケ月賦として）送金可致且代金完了せさる内聘讀員轉免等有之候共發行人に損失相掛申間敷此段申入候也

年　月　日

何府縣　何官衙　印
又は
何府縣何官衙
同官　某　印
某　印

警察監獄學會
東京支會出張部宛

●送本
豫約申込の順序に依り本年六月下旬製本出來次第直に送本すへし
送本は專ら鐵道便、汽船便又は通運早達便に依ると雖とも部數僅少の個所若くは特に郵送を希望せらるゝ向は其請に應し特に郵便に付す

●送金
銀行郵便爲換の内を以本會東京支會へ送金せられたし郵便爲換は東京四谷局へ振込ありたし
五部以下の申込は本年六月七月八月の三ケ月に六部以上は同七月八月九月の三ケ月賦として各本價の三分一宛を送金せられたし
豫約期限内即來る六月中に全額送金の向は特に運送費は本會に於て支辨すへし
又月賦金延滯の節は本價の一割增を請求すへし

明治廿七年五月

東京市四谷區荒木町廿七番地
警察監獄學會東京支會
出版部

監獄學目次

第一篇　總論
第一章　監獄ノ沿革
第一節　古代○第二節中古○第三節近世〔甲〕歐米諸國〔乙〕日本帝國
第二章　犯罪及刑罰
第一節　犯罪者○第二節犯罪○第三節刑罰○第四節刑罰ノ種類○第五節自由刑ノ種類○第六節附加刑○第七節財產刑○第八節名譽刑
第三章　行刑法
第一節　雜居制○第二節分房制○第三節階級制○第四節假出獄
第四章　犯罪ノ豫防
第一節　出獄人保護事業○第二節救貧及教育事業○第三節警察
第五章　監獄構造法
第一節　總論○第二節構造ニ關スル一般ノ原則○第三節分房制大監獄ノ構造○第四節監房ノ構造○第五節拘置監○第六節留置場○第七節懲治場○第八節結論
第六章　監獄管理法
第一節　監獄ノ定義及種類○第二節中央監獄及地方監獄附監獄費國庫支辨ノ理由○第三節監獄官吏○第四節官吏採用及教習法○第五節俸給及給助○第七節監獄官吏ノ職務○第八節監獄官吏ノ一般義務〔甲〕服務紀律〔乙〕服制〔丙〕懲戒○第九節精勤證書及休暇
第七章　監督權
第一節　最上監督權ノ所在○第二節直接監督權ノ所在
第二篇　各論
第一章　收監
第一節　收監手續〔甲〕收監ノ要件〔乙〕收監拒絶ノ理由○第二節收監者取扱手續

矯正図書館

第二章　檢束法
第三章　戒護官吏勤務法
第四章　遇囚法
第五章　懲罰
第六章　賞譽
第七章　書信及接見
第八章　監房訪問
第九章　釋放
第一節　釋放ノ事由○第二節釋放取扱手續○第三節假出獄施行手續○第四節免幽閉、特赦及大赦○第五節免刑及押送手續○第七節死亡手續○第八節宅預及病院送致
第十章　作業
第一節　作業ノ意義○第二節作業施行ノ方法○第三節作業ノ種類○第四節使役法○第五節工錢給與
第十一章　食料○第二節被服及臥具○第三節清潔法
第一節
第十二章　會計
第十三章　醫生
第一節　病者處遇法○第二節精神病者處遇法○第三節監獄醫ノ職務
第十四章　教誨
第一節　教誨ノ主義及方法○第二節教誨師ノ職務
第十五章　教育
第十六章　書籍
第十七章　監獄統計

監獄學目次終

矯正図書館

監獄雜誌第五卷第六號

論說

○小河滋次郎氏編著監獄學序文中穗積法學博士及都筑文學士の二節を得たれは本欄に掲けて讀者に紹介すへし　雜誌記者識

●監獄學序文

法學博士　穗積陳重君

小河滋次郎君の嘗て大學に在るや余も亦其教授に與かる君人となり深沈寡言才學勤勉共に其等儕を拔く講學の餘暇君時々來りて獄廳を訪ひ質すに學事を以てす余一日談餘君に謂て曰く監獄の事たる社會風敎の淑德の關る所國帑歲費の增減の係る所實に國家至重の制にして當路者の當さに深く心を用ひさるへからさる所の者たり故に歐洲諸邦の如きは之を講するもの嚴然として別に一科專門の學をなし以て審かに其利害關係を討尋す而して吾國に在ては一に之を忽諸に付し未た學理上に就て之を稽查するものあらす誠に缺典と謂つへし君豈率先之を補ふに意なきかと君頗る余の言を然とし是より而後心を斯學に留め沈潛研磨乾々として倦ます大に造詣する所あり時に清浦奎吾氏警保局に長たり余君を氏に薦め之に語るに君の志行を以てす氏聞て大に悅ひ便ち之を內務省に引き專ら監獄の事を掌らしむ是に於て君か嚮に學ふ所獄舍の制治囚の法防罪の策より夫の課工敎誨衞生の道に至るまて利病を親驗し得失を實試して左右原に逢ひ自得する所愈

矯正図書館

多し而して數年の中前後著作する所亦尠からす是を以て凡そ今日監獄の學に遂さ者を擧れは大必す先つ指を君に屈するに至る蓋し刑事の法は古來學者の精を殫し心を竭して研究する所たりと雖とも監獄の事に至りては之に意を注く者甚た鮮く概ね以て刑法の末事となす豈知らむや刑法の人類に實效を奏すると否とは多く監獄の良惡何如に係り監獄の制度は學者の爲めに長く等閑に付せらるへきものに非ることを輓近一派の刑法學以太利に興り特に心を犯罪者の性質に潜め之を徹するに人類學社會學解剖學心理學病理學精神病學諸科の理を以てし專ら實試經驗の方法を採り因て空想虛構の推理を排す而して此派の起る日尚は淺く未た以て鞏確の根抵を成すに至らすと雖とも而も刑勢の赴く所を察るに其唱ふる所行々且さに弘く世に行はれ天下の刑理は渙然として之れか爲めに其面目を一變し諸派の理論は盡く玆に朝宗するの日あらむとするものゝ如し而して人の性質遺傳誠に犯罪の原因たるの理漸く明なれは四徒の體質を觀其動作を察ること必す刑法學者の急務となり獄舍は猶は病院の醫學に於けるかことく將に刑法學材料蒐集の場とならむとす且つ夫れ犯罪の根本其人に存すること既に詳なれは必す之に應するの救治法なかる可らす故に新刑法學に多般の材料を供するものは實に獄舍にして新刑法學と相伴ひて起るものも亦想ふに必す獄制の更正ならむ是に由て之を觀れは向來學者か輕視せし所の監獄學は局面一轉刑律學中至重の科となり他日刑法の變革は必す將に監獄より來らむとす今よりして監獄の學は多年の屈を伸へ日に其效用を顯はし日に世の留意を致すに至らむか前途望多しと謂つへきなり君頃ころ更に監獄學を著はし序を余に需む其書一部二編二十四章裒然たる大冊にして凡そ監獄に關するの事項は大小畢く擧け巨細漏らすことなし公務執掌簿書堆積の間其成す所能く此の如し斯道に銳意にして精勵人に超ゆるに非れは焉ぞ此に至るを得むやこれより而往孳孳として倦ます愈其學を長し益其才を老しめは洵に吾國斯學の木鐸たるの任に愧ちさるなり余は監獄の學に於て固より其專門に非す然れとも君の斯學を攻究するや余聊か因緣あり君か此有望の學に於て名を成し志を行ふを見て余の心中之を喜ふことも蓋し亦他人に愈るものあらむとす君の囑託其意亦此に在るか然らは則ち數言の拙辭豈之を辭すへけむや因て懷ふ所を書して之に贈ると云ふ

明治二十七年六月七日

●監獄學序文

文學士　都筑馨六　君

監獄改良の談を聽くこと既に倘し矣而かも未た之れか煽灼たる實効の擧かるものあるを見す是れ豈に監獄理術の尚は未た制合に進歩且つ普及せさるが爲めなるに非らすや我か國、今日に於ける監獄の事況は大に昔日の面目を更新したる所のものありと稱す然かも其實際に就き科學的の眼を以て之を觀察するときは遡因諸般の事、尚は行刑の要義を充たす能はさるもの蓋し一二にして足らさるなり而して其の結果は偶ま行刑の爲めに反つて社會の危害を增大ならしむるに至らんとす之を想ふごとに予輩は益々一日も斯の事業の忽緒に付すへからざるを感せすんはあらさるなり

行刑の要義とは何ぞや曰く約言すれば遡因規律をして嚴正、摯實且つ公平ならしむること即ち是れなり嚴正、以て國權の强大なるを知らしむるを得へく公平、以て大法の尊尚すへきを感せしむるを得へく摯實、

以て公道の侵犯すへからさるを確信せしむるを得へく三者相俟つて始めて能く刑の眞面目を保全し依つて以て彼れ囚人を懲戒感化する所以の旨趣を貫徹するを得へし我か國、今日に於ける治獄の實況、果して如何となす、監房と言ひ工場と言ひ殆んど一も刑法、要求する所の自由刑を執行するに適したる構造と認むるに足るものなく甚しきは即ち未だ自由刑の行はれざりし舊幕時代の牢屋若くは米倉を其儘若くは多少修補して之れを襲用しつゝあるが如きもの亦た啻だに二三の地方のみにあらざるなり、役業は行刑を組成するの要素なり最も主要の部分を占むる所のものに屬す然るに工場即ち役業を執行する所の場所の如き數種の犯罪者、膝を交へ肩を接して一堂に相集り啻たに老幼、相嚴隔する能はさるのみならず甚しきは即ち彼の刑法上の無能力者なる辨別なくして罪を犯すに至りたる懲治人の如きものすらも亦た他囚殊に老黠なる慣習的犯罪種族と雜居せしむるものあるの實況にして其の犯數、身分、教育、行狀、性質等個人的諸般の關係に就て完全なる別異法を執行する能はさるものに至つては到る所、比々殆んど皆な是れならさるはなしと謂ふも可なり而して之れか監視を爲す所の者は數十四に就き一名乃至二三名に過きさるの少數戒護者なるか故に到底、嚴密なる繩墨規律を屬行する能はす此を制すれは則ち彼れに起り彼れを抑ふれは則ち此に破る宛然、恰かも是れ不紀律なる職工場の光景と一般なり蠹つて監房起臥の狀況を觀察するに一房、大概多數の囚徒を聚禁し甚しきは則ち一疊、殆んど三人强に當るの割合を以て百人內外の大數を混同雜居せしむるが如きものなきにあらず斯くの如くにして何くんそ能く監獄則、要求する所の罪質、年齡、犯數、行狀等に據る囚人別異の方法を實行することを得へけんや看視者ありと雖も是れ亦た多くして二三の少數たるに止まり結局、以て彼れ多數の怪勢力を壓伏するに足らず交談泉の如く嬉戲雲の如し得々として犯罪の秘術を講演する所の者、揚々として不倫の經歷を說述する所の者、聽く者は歡ひ言ふ者は傲る啻だに身に刑罰の苦痛あるを感せさるのみならず彼れ反つて束修を入れずして犯罪の學校に留學し若くは宿賃を拂はずして衣食に不自由なき羈旅に安住しあるを樂むものゝ如し、樂む所、獨り此に止まらしめば尙ほ可なり亦た言ふへからさる一種の醜風、行はれ彼れ囚人をして獸行的蠻夢に夏の夜の短かきを嘲たしむるの弊を防遏する能はず偶々犯則の露顯するものあるも其の處分の重きなるものは幾んと唯た滅食の一あるのみ食を節し房內に瞑坐すること幾日なれは則ち處分了はる且つや滅食被罰者は概ね他の同被罰者と其の居房を同ふするを以て同病相憐れむの情は機微の間に互ひに相神通して相慰め曾つて饑餓の其の身に迫まるものあるを感ぜず或は反つて處罰益々多くして愈々彼れ被罰者の同囚に對するの勢力を增大せしむるに至るを免かれず之を要するに愚直は罰せられ狡猾は多く常に苟免す僞善は益々進み誠實は冷かに嘲笑の裡に埋葬し了せらる顧みて又監獄衞生上の實況を觀察するときは給養、甚だ不可なりと言ふにあらさるにも拘はらず死亡疾病の割合は殆んど社會良民の二倍に該當するの多數にして殊に憐れむへき初犯短期の囚人に於て最も此の不幸の運命に遭遇する者多きを占むるものゝ如し加之監獄に於ては結核、窒扶斯、虎列剌、皮膚病其他諸般、恐るへき傳染性疾患の發生すること頻數にして激烈なるものは則ち立所に幾百の人命を掠奪し寬慢なるものは則ち深く其の根蒂監獄の內部に培養し出沒自在、幾んと此に出入する總へての生靈を侵蝕す、衞生、斯くの如くにして果して能く整實に自由刑を執行するものと謂ふを得へきか撿束、彼れが如く

矯正図書館

にして果して能く嚴正均一に刑罰を執行し據つて以て國法の威信を保ち彼れ罪囚を懲戒感化する所以の旨趣を貫徹し得へしと謂ふを得へきか、犯罪は年一年より益々多く增殖し且つ再三、監獄に出入する者の多數なること殆んと現囚員の六七分以上を占むるの割合にして甚しきは則ち自ら故らに微罪を犯し骨休め的に監獄に寄食せんことを計るものあるを見る嗚呼何んぞ彼れの國權を侮辱するの甚しきや天下の大法も此に至つては殆んと半錢の價直をも有する能はさるものと謂ふへし而して其の結果は偶ま以て犯罪を養成し病毒を媒介し益々社會の危害を增大ならしむるに至らんとす予輩は一々之れが事實を證據立てゝ徒らに世人を驚動するを欲せす識者の明、必らず能く之を詳悉する所あらん

嗚呼、是れ果して誰れの罪ぞや言ふ勿れ政府之れか改良に鋭意ならす當局者亦た漫に其の職を曠ふすと予輩固とより政府及ひ監獄當局者の斯の改良事業に熱心精勵なるを多とす然りと雖ども如何なる名匠も之れに利刀を與へすして成工の巧みならんことを注文するの至難なるか如く諸般、改良の設備、未だ全からすして漫に成績の擧がらんことを求むるは所謂難きを以て人を責むるものなりと謂はさるを得す獄制の上乘なるもの之を分房個人主義と云ふ行刑必要の條件は此の主義の適實に執行せらるゝを俟つて始めて能く完全に之を具備せしむるを得へきなり我が國、今日の監獄、果して能く此の主義を實行し得へきもの幾何ある少くも其の幾分にても之を實行し得るの設備あるもの果して幾何かある遺憾ながら予輩は未だ一も我か國に於て之れが設けあるの事實を見聞せざるなり而して又刑法は治獄の由て生する所の基礎と稱す然るに此の基礎なる所のもの果して能く完全に治獄の成績を擧けしむるに適したるものなりとなすを得へきや、

刑法は社會の民度に適應し且つ時勢の變遷に伴ふて大に亦た改良進歩する所なかるへからず、和蘭、伊太利、白耳義等の刑法は獨逸聯邦の刑法に優さり獨逸刑法は即ち佛國刑典を抽んすると數等なり佛國刑典が今日に在つて往々道理外れ時勢後れの欠陷あるを免かれさるのとは決して予輩の一私言のみにあらざるなり我が現行刑法は則ち佛國刑典に繼受したる所、最も多く從つて彼れに存する所の欠陷は我れも亦た盡く之を承襲せり其の我が今日の民情に適せず時勢に當て嵌さらさるもの多きこと固とより深く怪むに足らざるなり殊に其の苛くも罪あらば輕重に論なく一も二もなく盡く捕へて之を監獄に拘禁し容易に十數日若くは一個月內外に過きさる短期刑を以て處斷するもの頻々なるか如き、得る所は即ち輕犯微罪の者を化育して重罪極惡の者に醜了せしむるの結果たるに過きず之れが爲め國帑の消靡せらるゝもの亦た幾何ぞや警察組織の如きも亦た動もすれは輒ち機宜の措置を欠き勞すること多くして反つて益々犯罪を助長するの失態なきを保せす、現行監獄則未た改正を要すへきもの啻たに二三のみにあらさるなり約言すれは則ち直接、間接に監獄改良事業に關係ある內外諸般の設備に於て尙は未だ完全なること能はさるなり獨り斯の事業の改良を計らんと欲するの至難なること知るへきのみ

刑法及ひ監獄則の改正は我が政府も亦た既に此に着手する所ありと聞く之れに關する予輩の希望は今敢て此に之を開陳せす警察組織の事亦た敢て深憂となすに足らず唯だ夫れ上乘なる個人的分房離隔の制度を實行して一面、罪惡傳播の弊を防遏すると共に一面、懲戒矯治の目的を貫徹せんが爲めには一時、先づ少からざる若干、監獄改築の費用を支給するに至らしめんこと最も其の前途に若慮する所なくんばあるへから

矯正図書館

ず予輩敢て國家經濟の程度をも顧みず漫然、急激突飛の大改良を希望するものにあらざれとも少くも實めて完全なる階級制を施行し若くは犯罪の嫩芽たる初犯四又は幼年四丈けにても之を拘禁するに足るの分房設備あるに至らしめんとを切望す、果して若し之れに由つて犯罪減少の好結果あるを見るに至らば之れが爲め節減し得る幾多の費用は移して以て直ちに之を分房制擴張の費途に供充するを得べく漸次推及して終に完全なる分房制施行の機會に達し其の結果は愈々益々犯罪減少經費節減の効果を將來し得る所は則ち建築其他諸般改良の爲め要せし所の若干の費用を償ふて尙は餘りあるを見るに至るへく其の國家百年の長計たること照々乎として火を觀るよりも尙ほ明らかなり然れども之を言ふは易すく之を行ふは即ち難し之を行ふの難きは蓋し世人の尙ほ未だ斯の事業に對し同情を表することの冷淡なるを免かれざるの實況あるを以てなり如何せば則ち彼れを此に導くことを得べき日く先つ彼れに監獄の知識を注入すると同時に當局者も亦た益々大に之れか知識を養成し熱心誠意、出來得らるへき範圍に於て着々改良進歩の實効を擧げ一層、進んで世人の信望を繫ぐに至るの覺悟なくんはあるへからす

監獄は監獄其れ自らの働らきのみを以て其の機能を全ふし得へからさること既に前述する所の如し、刑法修正すへく司法、警察の操縱運用も亦た大に之を改善すへし殊に社會公共の事業たる救貧、敎育、保護等の如きも亦た宜しく監獄事業に前後、相關聯して完全に組織せらるゝ所なくんはあるへからず然るに社會が尙ほ未だ是等の事業に對して冷淡に看過するの事況あるは是れ豈に監獄即ち言ひ換ふれは犯罪防遏に關する知識の普及せさるか爲めなるに非らずや監獄當局者も亦た進んで大に之を勸奬誘掖する信樣能力に十分ならさる所あること幾分か與つて力ありと謂はさるを得ず予輩、監獄の前途を憂ふる者、常に是を以て憾みとなす友人小川岳洋君亦た夙に此に見る所あり今復た監獄學と題する一書を著はして之を世に公けにす精を取ること多くして力を用ふること勤めたりと謂ふへし寔に以て斯道の指南車となすに足る我國、監獄學の著ある蓋し君を以て嚆矢となす君の名譽の大に揚るの時は即ち監獄知識の普及するの機なり予は監獄改良事業の爲めに切に一日も早く其の機會の到來する所あらんことを祈る聊か平生、懷抱する所の鄙見を陳へて本書の序辭に代ふ

明治廿七年五月

●格氏監獄學講義　（第一回）

八木秀太郎譯

第一篇　犯罪と刑罰

第一章　犯罪と犯罪人

第一條　犯罪の範圍と源因

〔一〕人の生活及職業を共同にして社會を構成するや若し秩然たる共同生活を害せさらんとすれは一個人の意思に一定の檢束を設けさるへからす此檢束を國家の法紀と云ふ

社會は檢束を設くれとも一個人の意思は之に抵抗し之を破壞し以て同人若は社會全體を傷けて自己の幸福

矯正図書館

を增進せんとすることあり之を犯罪と云ふ

犯罪の數は實に非常に夥多なり一千八百八十六年中獨逸國重輕罪處分數單に帝國法律の違犯に關するものゝみにても五三五、三九八件あり此外裁判に上らさる犯罪あり又違警罪あり其中には乞丐及流浪罪に關する處分も包含せり又聯邦各國法律の違犯あり森林盜伐罪の如きも其一部なり而して之に關する精密なる統計を缺如すれとも要するに遠く前記の計數に超過するや明なり（原註一千八百七十八年普漏士國違警罪三四三、三一八件盜伐罪三六三、一五一件）

（二）精神健全なる丁年以上の人に於ける犯罪の最近因は各個人の自由なる意思に在て存す此原則は自由の意思なるものあるとなしとする物質的世界觀の未一般に是認せらるゝに至らさる間は之を固守せさるへからさるなり（原註但一千八百八十五年羅馬開會刑事人類學會議に在ては意思自由說を以て既に陳腐に屬すとなせり彼法紀に抵觸する所の幼稚者又精神病者の所爲は犯罪と云へきものにあらすして寧ろ危險ありとなす故に刑事司法の目的物にあらすして警察及救育行政に屬するものとす）然り而して一個人以外に存する所の幾多の起因ありて多少個人的意思の犯罪に傾向するを媒介するの一事に至ては之を無視することを得へからす此等社會的犯罪の源因は吾人能く之を講究し又其個人的意思に對する作用の或は之あらんことをは吾人能く之を計量すへしと雖惟何故に當時一個の意思は此源因に抵抗し一個の意思は之に服從するやに至ては吾人未之を說明すること能はす是實に方今未解の一疑問にして暫吾人は未之を知らすと云の外あらさるなり

（三）犯罪は步々文明と相伴て進步すとは開明諸國刑事統計表の證明する事實にして而して凡犯罪に關する社會的源因は皆此語中に包含するなり此等諸源因を一々探究せんとするは宛然長江一帶萬千の水源及水脈を搜索するか如けん惟其重要なる二三の起因を擧けて左に記述する所あらんとす

法治共同體獨創始に屬し又は其個人の員數及土地の境域少小に過きす又は生活の程度簡易にして個人の利害稀に相衝突するに止り又は爭鬪者の心事に餘裕あること夫汝右せんと欲すれは吾は左せんと云古語の如くなるときは個人の蒙るへき檢束未夥多なりと爲さゝるなりイスラエル人の沙漠に於て一國民に團結するや其遊牧民の爲に要したる法律は僅に十ケ條に過きす其一ケ條は二三語を出てす（殺す勿れ姦通する勿れ盜む勿れ僞證する勿れ慾を逞ふする勿れ）二箇の石盤に記し盡したるなり五百年の後遊牧民は化して市民及農民と成り土地の人口稠密を加へ市府の都門に群集を觀るに至てや其法律增して四篇の書冊を充填することゝなれりカル第五世の刑律に在ては眞の刑章と云へきもの僅に四十六條に過きさりしに現今獨逸帝國刑法には二百九十條あり加之各般の禁令を有する特別法六十五種あり又聯邦各國の法律及警察令にして罰則を有するもの殆枚擧に遑あらさるなり

開化の進步するに從て個人的運動を制限する條項益增加すると同時に之を破壞せんとするの機械及與すも亦增加するものあり統計表は乃犯罪總數の增加するの事實を數字的に證明せり然りと雖何の時を問は昧文野の如何に關せす重刑を以て擬する所の重罪は開化の作用に由て漸次其數を減し犯罪の總數に對照するときは晨星啻ならさるに至れり獨逸帝國に於て一千八百八十六年の一年間に裁判確定に至りたる犯罪事件

矯正図書館

數五三五、三八五件にして其人員三五三、〇〇〇人に上りたる中死刑一〇〇分の〇、〇二懲役刑一〇〇分の三、二三禁錮刑一〇〇分の六四罰金一〇〇分の三〇、三二なりし

普漏士國の犯罪と人口との對照表を掲れは左の如し

年度	謀故殺ノ審問一件ニ付人口	強盜ノ審問一件ニ付人口	人口總數	備考
一八三六	四九、三五六	四二、三三二		（ライン州を除く）
一八四一	五九、一二四	六八、〇九二		
一八五四	一三一、五四九	一九四、五一五	一七、〇一二、六七一	
一八六四	一一二、二七八	一四九、四〇九	一八、九四七、九八二	
一八七四	八七、〇三七	一〇一、〇四八	二〇、七一四、九八五	
一八七八	七二、七九〇	九四、四〇二	二一、六一八、八八一	

（原註諸外國の刑事統計表も亦同一の現象を示せり惟各年度の間に計數の增減あり若は短小なる時日の成績に由て誤て速了するか如きとあるへからす要は少くとも一世紀間の終始傾向する所を確認するにあり）

開化の發達益進捗すると共に社會的生活の爲に一所に麕集する人の數も增加するものなり生存競爭を爲すへき人員愈多ければ法紀の檢束を破壞せんとする野心も愈大なり統計表の證明する所に依れは大都會及人口稠密なる工業地方住民の犯罪に干與するの多きこと其近接郡村又は人口稀少なる地方の比にあらさるなり一千八百八十五年獨逸帝國刑事統計表に據れは人口十萬以上の都會に於ては刑事的責任ある住民十萬人に付裁判言渡濟の犯罪事件二、三二四件に及其他の地方に於ては僅に一、二四〇件に過きす同一の地域に於て例の刑事的責任ある人口十萬を標準として處刑人員を計算すれは伯林一、二四四フランクフルトアンデルオーデル縣九二三ポッダム九二七ブレスラウ縣（ブレスラウ市を合して）一、三三二オッペルン縣（オーペルシュレージエンノ工業地方を合して）一、八〇七リーヒニッツ縣（重に農民）七九一アルンスベルヒ縣（工業地方）八〇三ミンデン縣（農民）四八五巴丁國マンハイム郡（工業地方）一、三八八モスバハ郡農業地方）五三八となるなり

開化の進歩と共に法治共同體各部の生活職業及教育に關する差異逐次顯著となり富有と貧困有識と無識奢侈と窮迫の反對益劃然となり互相の間を仲裁するものなく彼我各別に其途を行き種々の希望と慾情とを生起し之を滿足せんとするの念愈熾盛となり遂には法紀の破壞をたも憚らさるに至るなり然り而して開化の進歩するに從ては國家の秩序の未堅固ならさりし時代に方り防衞の爲め多數の人民に對して設けありたる幾多の檢束を除去することあり今や此等の諸檢束は個人的勢力の自由發達を妨碍するに至れはなり即住居の制限組合の制限寺院檀越の制限家族の制限是なり但之か爲めには多數の人就中弱者に向て其犯罪に陷るを防禦したる所の障屏を奪去することともなるなり此事實は統計に據て殊に著き犯罪幼者（十二歳乃至十八歳）の多數なるを以て知了し得へし其數は一千八百八十六年獨逸國に於て三一、四八三に上れり之を百分比例に改算し成人の犯罪數を一〇〇とすれは幼者の犯罪數は五二となるなり高度の開化は國民の營

矯正図書館

生をして平時に在ても甚た變動常なからしめ爲めに衆多の生靈をして平衡を失し或は上昇し或は沈降せしむることあり而して其法紀に衝突を加ふるに至ては兩ら其軌を一にするなり

又其性質若は員數に由て特に顯著なる所の犯罪の種類を觀察するときは開化の發達の之に作用を及ほすことを知了すへし開化の進歩するに從て經濟上の弱者の員數を增加す經濟上の弱者は開化の程度に相應する生活を經營するに必要なる所のものを自力を以て取得すること能はす爲めに自ら身體精神及道德上の衰退を招致するに止らす亦子孫にも之を遺傳するなり此經濟上の窮迫には犯罪の源因として着目すへき其他の事項をも包含せり無教育粗暴の風俗酒癖住居の缺乏家族の離散精神上及身体上の退化（デレネラチオン）不良の生育等是なり是に於てか財產に對する犯罪のみ他に比して最多きを致すなり統計表の證明する所に由れは一千八百八十六年に於ける裁判言渡濟犯罪事件數五三五、三九八件の中二三五、七九二件は財產に對するものなりし尙貧窮なる人民の犯罪に干與すること富有者に比して頗る多きの一事も亦其結果なりとす統計上の證明に依れは自由刑に處せられたる者の一〇〇分の九七は拘禁費を辨償すること能はす其一〇〇分の八五は無財產の家に屬する者なり（原註此等の計數は一千八百七十九年シュレースウヰヒホルスタイン州に於て大約一萬二千人の自由刑處分者に就て調査したる所なり普澤士國行刑獄の統表も亦同一の成績を呈せり一五四、〇七四人の懲役囚中拘禁費を辨償し得へしと認められたる者僅に一、二六九人即一〇〇分の八にして實際には之をたも辨償し得さりしもの多數を占めたり）開化の進歩するに從て法律上の關係、益〻複雜となり爲めに法律上の紛爭を釀生し其裁決上訴訟の手段として誓約を適用せさる可からさるに至るなり然るに機會と興味との爲めに誓約を破るもの益〻增加すへし營業の關係益〻困難となり物質的生活に對する欲望愈〻增進すれは男女の結婚愈〻容易ならさるに至るなり而して自然の情慾中最强盛なる所の色慾を滿足せんか爲めには不法の道にも陷入るものあり是に於てか風俗に對する犯罪の增加を見るなり開化の進歩するに從ては個人の自主心增長するなり爲めに國家的及私個的の檢束に對する違犯を生起し國家の威力に對する犯罪公共の秩序に對する犯罪侮辱及身体毀傷罪を增加すへし文明の進歩して犯罪の減少せんことを期するは空想のみ（原註犯罪の多少を以て一國民の道德の尺度と爲し其增加を見て道德の頽敗と認る者あり然れとも其處刑の增加するに由て反て風俗及秩序の觀念の精緻に進みたるを證すへしとも謂を得るなり何者今日の如き開化の程度に於て例之風俗に對する罪として處罰する所の行爲には往時粗野なる惡戲として一笑に附し去しもの尠少ならされはなり又身躰毀傷物件毀壞侮辱等にして開化の程度低き時に方り否今日とても汎く下流社會に在ては譬令裁判上處刑を受くとも之を犯罪と認めさるもの猶多きにあらすや然り而して身躰毀傷に在ては人類固有の爛熳たる勇氣の幾分を存せり吾人は當に怯懦若は告訴の惡風を以て之に代るか如きことあるへからさるなり）

（四）犯罪の性質にも亦文明の波及する作用あり開化の程度低き時は犯罪主として暴行なり（謀殺故殺放火强盜强姦持兇器群盜）國家の威力未充分强盛なる能はすして法紀に對する暴力の違犯を即時に鎭壓し得さる也（前世紀を通し今世紀の初に至まて歐洲諸國に無數の强盜群を成して充滿せり而して國家は之を退治するの力なく其爲すか儘に傍觀せり渠等は社會に對して公然戰爭すると一般に犯罪を行へりクルムフィン

矯正図書館

ケルバルタザールの一群は前世紀の半に際し百五十人の同勢にて馬に跨り劍戟を帶ひパイエルンヨリサクセンを經てハンノーフェルに橫行せりメルセンの一群は夜間大霧に乘しユーバン市を襲手形商の門戸を破碎して六萬「フラン」を强奪せり又他の一群は同黨を救出さんか爲にブレーナ城を襲擊せりランデンブルヒの一群のみにて四十五回の放火を行ひ爲に十人の生命を損したるとありパール州の知事は一群の强盜を退治するに人をして欺て地雷火を裝置したる家に誘ひ之を爆裂せしむるの外に手段を得さりしとあり其際六十人の黨類を鏖殺せりと云）開化の進歩し且國力の强大となるに從て暴行の遂げらるへき目途乏きにあらす故に之に代るに詐術猾策を以てし設令暴力を使用するとも無謀ならんよりは寧ろ小心を主とするとなれり方今頻繁なる犯罪の種類は窃盜、詐欺、無抗力者幼年者及被保護者に對する姦淫罪、身躰毀傷罪、侮辱、公共の秩序に對する逢犯なりとす犯罪事件數五三五三九八件の中窃盜並受寄財物費消罪一七七、〇九八件詐欺並背信罪四〇、九〇二件風俗に關する重輕罪一三、四六四件身躰毀傷罪七七、六三二件侮辱七〇、五五七件公共に秩序に對する重輕罪五二、八三三件物件毀壞罪一八、五九六件にして之に反して人命に對する重輕罪一、六八〇件强盜並脅迫取財一、一六八件放火八一四件なり犯罪は頗る開化せり而も其數を增加せり（未完）

教誨

●處感　在三池集治監　谷治達門

凡ろ社會に憐れむ可き悲しむ可き苦境に沈淪するもの數ふるに遑あらすと雖とも身刑辟に觸れ囹圄の裡に呻吟するものより甚しきはなし彼等は固より犯す可らさるの刑律を犯し社會民人に害毒を與へたる應報として父母に別れ妻子に離れ獄裏に呻吟するも所謂自業自得にして敢て憐む可く悲しむ可きに足らさるものゝ如しと雖とも之れ其普通觀察に過きさるのみ今之を仔細に觀察せんか我國幾十の獄裏に呻吟する囚徒の多き其罪質千差萬別恰かも人々其顏面を異にするか如しと雖とも之れを要するに彼等は德義の何物たるを辨知するの智能力に乏しく一時の情念を制し得さるより慾海の奴となり煩惱の狗たるのみ彼等と雖とも生れなからにして姦惡暴戾の徒のみにあらすされは之を導くに德を以てし之を敎ゆるに法を以てせは豈に一片の掬す可き良心なからんや唯た彼等は無智無能の結果今日の如く父母に離れ妻子に別れ憐む可き悲しむ可き苦境に沈淪せるものなり果して然らは背邪歸正攻惡立善を以て自から任とする我佛徒の輕々看過す可きものならんや宜しく彼等の爲めに轉迷の導火線となり開悟の燈明臺たらさる可らす

然るに從來彼等は無智無能の結果一時の情念を制し得すして慾海の奴となり煩惱の狗となり轉して今日の悲境に沈淪しつゝあるも未た我佛徒にして眞個に彼等の悲境を憐れみ親しく荐んで敎誨を加へたるものあるを聞かす却て說敎法話上一の比喩的好材料に供しつゝあるものゝ如し如何に澆季の今日と雖とも苟くも佛徒たるものゝ忍ふ可き云爲ならんや殊に甚しきは積年寺檀の關係密實なりしものも其門徒にして一朝刑律に觸れんか他日期滿ち青天白日の身を以て鄉に歸るも前日菩薩の如き師僧變して今日は閻魔の如く之を遇するや冷々淡々氷雪も啻ならす遂に彼れの非行を嘲罵して他を訓誨するの資となすに至る滔々皆是なり宜なる哉一般の人士は彼等か歸鄉するも之れと齒するを恥ふや故に彼等は既に其罪を贖なひ青天白日の身なるにも拘らす積滯を語るに良友なく道を聞くに良師なし是に於てか知らす識らす惡友と相與みし遂に又不善を再ひするに至る之れ今日我國監獄の囚徒六萬四千餘人の中再犯以上の者三萬五千人以上に及ふ所以なり豈に痛惜の至りならすや

論者或は言はん我本山は既に玆に見る處あり全國各地の監獄へ百數十名の敎誨師を派遣し專ら敎誨保護に從事せしめつゝあるにあらすや斯くの如くして尙ほ效なしとせんか所謂無宿善の衆生にして之を救ふに途なきのみと誠に然り然れとも之れ亦た皮相の

觀察に過ぎさるのみ何となれは本山より派出せる僧侶か如何に因果應報の恐る可きを說て將來を誡しめ道德の重す可きを講して安心立命の地を與へんとするも彼等の腦裏既に教誨師其人を以て下班の俗吏と見做し眞誠に敬愛傾聽の心なく僅かに殊勝を粧ひ垂聽の躰を繕ふのみされは如何に美妙の高說と雖とも焉んぞ彼等の腦裏に印せんや況んや多くの教誨師中一の役人を以て自からも許し彼等に對する云爲は教義の上よりも寧ろ黃白の爲めに云爲し其職責を盡了せしものとなすものあり今日の現況既に斯の如し何ろ彼等をして背邪歸正攻惡立善の道を悟達せしむることを望まんや何ろ彼等將來の保護を囑望するに足らん然らは則ち今日の策たる左の數項を實行するより他あるを知らさるなり

一本山より毎年碩德の僧侶を教務上視察として派遣し各監獄に就て親しく一場の講話を爲さしむる事

二本山より門葉末寺へ其寺檀の關係あるものにして入獄者ある時は相當保護の途を講じ出獄者ある時は相當教誨の道を講す可き旨訓令する事

三本山より正副總組長及正副組長は毎月一回乃至二回最寄の監獄に就き教誨す可き旨訓令する事

四本山より會衆に對し其處在地の監獄に就き時々視察す可き旨訓令する事

一、夫れ一切の衆生をして信仰歸依の念を深遠ならしむるは凡僧百日の說法よりも碩德の僧侶一席の講話大に其効を奏すると古今の宗史に炳焉たればなり

二、門葉末寺の僧侶と雖とも苟くも佛徒たる以上は翻弄的に二諦相資の玄妙を說き淨材喜捨に口腹を暖むるか職責にあらされは其門徒にして一朝入獄者あらんか近くは躬自から臨んで教誨を加へ將來を戒しめ遠くは書を裁して戒飭を加へ出獄者あらんか之を教誨し再び不善を爲さしめさるは勿論宜しく善男善女に就て彼れの憐む可き扶く可き所以を說かしめんか惰り出獄者を救ふのみならす教義上の職責をも始めて全ふなし得れはなり

三、正副總組長及正副組長は其地方に於て德望他に秀てたるものと認めさるを得す果して然らば其教誨にして尋常僧侶に比し幾多の歸依心を啓發するのみならす職責上より云ふも這般の事宜しく實行せしむ可きか當然なれはなり

四、集會は我宗教盛衰興廢の繫かる處之れか會衆たるもの無限の榮譽を荷ふと共に又た重大の責任なかる可らす其重大の責任を盡し榮譽を全ふせんには幾多の經營苦心を要するある可しと雖とも地方各師檀の關係監獄囚徒感化遷善の摸樣本山派遣の教誨師か教誨上の云爲等を查察考量し他日參考の資に供するは頗る會衆其人にして必要なるのみならす亦た派出教誨師の奬勵上其効著しきものなるを信すれはなり

想ふに以上の四項を實行せんか無智無能の結果一時の情念を制する能はすして遂に慾海の奴となり煩惱の狗となりし彼等をして轉迷開悟せしむるに足り他日此の苦境を脫離し青天白日の身となりし曉には過ちを再ひせす彼等の胸中自から眞如の光明を宿すに至らん是に於てか我教義の洪量なる一視同救の趣旨を全ふするものと謂ふ可し何ろ今日の如く彼等を無宿善者視するに忍ひんや聊か處感を記して之れか實行を望む

●說教と說教者

原胤昭

是れも亦た或人の說教者に與へし注意の一なるか文、短かく、言、少なしと云へとも吾人が頂門の一針たりとこゝに摘錄す餘白ありしときの埋草にもならは幸甚こゝ

○

能辯なる說教は、我れ聞けり。學者めきたるもの、又たまことに學者的なる說教も、我れ聞けり。未だ說教らしき說教を聞くことの稀れなるは、つねに遺憾に思ふなり。

蓋し人とし言へは、みな各々ろの得意とするところのものあるなり。能辯の人あり。學者先生あり。ろれく賜は異れやも、ひとしく天與の賜なるは、言ふまでのことにもあらす。

げにや然り。然かはあれ、心靈に喜を與へ、樂を與へ、平和を與へ、慰を與ふるを目的とする之れ說教にあらずや。然るに之れを與へすは、その說教者にむかつて不滿を言ふ、もとより止むを得ざるなり。能辯の說教は充分人の耳を喜ばしむべきかも、未だ人の心を喜ばすことの出來ぬなり。學者先生めきたる說教者は、聽くものゝ頭腦を樂しましむべきかも、未だ以て、ろの心情を樂しましむべからす。

何ぞや。是れ說教者に、「なくてならぬもの」を一つ欠

矯正図書館

けはなり。而して斯の一つのものこそ、敎說をして說敎たらしめ、說敎者をして說敎者たらしむるところのものなるを知らずや。

かの「ペンテコステ」の日に於てペテロ一たび叫ぶや三千の生靈こゝに活き。パウロ一たび足を傳道界に踏み込むや、天下かれのために動く。寔に空前絶後の盛事と謂ふべし。然れども是れ怪しとして怪しむに足らず。かれらは說敎者に「なくてならぬもの」を有したればなり。

何ぞや、說敎者に「なくてならぬもの」とは他にあらず。己れの說敎を靈化することなり。說敎の力あると否とは實に斯に在り。

然しなから靈化と云ふことは至極六ケしきことなり。そは靈化せられたる人にあらざれは己れの說敎を靈化することあたはざればなり。凡そ影の躰に伴ふか如く說敎と云ふ一ッの組織せられたる思想のうしろには必ず說敎者と云ふ一ッの人物があるなり。是の故に說敎する人が、時にはろのなすところの說敎より善きことはあらんも說敎が說敎者より善きことは無きこと又あり得ぬことなり。故に如何に工夫すればとて靈化せられざる說敎者が人の心に平和を與へ、人の心に安心を與ふるとは到底出來ぬなり。

●教誨師の名譽

山形市　岩本勝政

予偶々或る一夜の事なりし寂々寥々語るに友なく言ふに人なし、唯聞く啾然として啷々たる蛙聲のみ、起つて欞窓を啓けば天公亦朦朧として無情を余に示し纖々雨滴を下すのみ、是に於てか思はず厭倦數時を重ね耳目樂む所を得ざらしむ、時に秒器響ひて就床の刻限を示せり、忽ち裝罌枕楯して華胥の佳境に赴かんと欲せしも腦裡擾々余か心を妨けて沈睡を催す能はず、乃ち殘燈を擡けて机上に堆積しある所の獄務提要を採て繙く之れ余か親愛する獄務の珠掌として常に春々服膺する珍書たればなり、通讀瞬時にして教誨師の項に及ぶ、忽ち意を止め、熟慮考覈の餘り監獄教誨師は無量無邊の名譽ある重職かなと思はず感佩の情を惹起したり、余拍手一夜の無聊寂莫は教誨師の名譽を想はしめたるの侶伴たるを醒覺せり

嗚呼愉快さや

回顧して昔時の獄事に關する狀態を見よ、事皆蠻風にして目前近易的を以て漫りに會議主義を用ひ懲戒

打擲殺酷責の復讐手段を暗用して罪過を澄滅するに勉むの快と號呼するに臻りしなり、從て獄務に從事する役員を下等視して牢番と呼ひ獄舍を指して牢屋と叫び之を待するに賤務を以て肩を並べず之を遇する穢吏を以て座を同ふせずして伍を厭ひ類を遠ざけ甚しきは門戸の通行を遣り若し通行したりとせば厄拂ひとし散鹽啾手して汚穢を清淨したりと爲すか如き所謂當時の監獄を劣等陋視すること斯の如し、然るに國運の進捗と暗黒なる蠻風は去り掃一攘して人たる性善に復歸せしむる文明の感化主義を採り猛惡頑暴の罪人と雖も道義の向ふ所に抗抵し能はしめざる純良的獄制と成るに至る、盖し人たる性善を、培養生育するは其業頗なりと雖も難に非るなり難なりとするも順にして遂に非す其之を敎養するは學校敎員の職なり、然りと雖も監獄に拘禁繫留する彼等犯罪人の腦髓性行を分拆し見よ性善の純粹的心情は己に破壞碎崩散亂して縱橫放肆の破廉恥を以て蔽はれ性善の心精は遠く幽邃深底に潛伏隱匿して之を搜索引致せんとするは甚た難し然りと雖も鋭精純理の宗敎を楯とし其性善を歸復せんとするは監獄敎誨師の職ならずや、嗚呼敎誨師は實に遂にして順に非る困

難の衝に當り、我國監獄社會の面目を一新し其位置をして特殊の名譽官衙たらしめ世人仰視尊崇して其威權に震慄畏服し改過遷善の靈場かなと賞讃し監獄は位置高より進んで高尚的改良を謀り虐待過酷の蠻習を啓發し精神的懲戒を軌道とし以て身體的懲戒を澄滅絶倒し慈仁を以て主體とし其人を見ずして其罪過を矯正し博愛を以て遇囚の要素となし精神となし、害惡爲めに此優渥敦厚に沐浴感泣し性善再興せしめ其狀恰も楠公か櫻井巷頭に於て忠孝の大義を稚楠に訓諭して鐵骨に徹底浸潤するか如く、銳意鞠躬其任と責とを全ふして今や列國對峙の競爭場裏に立ち偉々大々監獄をして雲上の錦繡燦爛閃燦たる高堂たらしむるの名譽あるもの抑も誰ぞ敎誨師諸君即ち是れなり

敎誨師諸君は既に名譽と責任とを帶びて監獄の精神となり幾多の運動を試み其功績を社會に露呈したるは余輩が欣躍怡悅の情に堪へざるなり、是れ君等が純粹潔精なる宗敎心より娩溢練礪したるものにして積極的の衷情より出でずんばあらず、彼の求めて名利を釣らんものと同日の論に非るなり、人は能く「名譽」を楯にして能く動き能く勵む名譽は唯是れ間

矯正図書館

接の拾遺物なりとするを聞かざるなり、是れ眞正の名譽と謂ふべきか、曰く眞正の名譽に非るなり、是に於てか知らん教誨師諸君は求めたる名譽に非すして居なから綽々邊漠たる天授の名譽を得たるに外ならず

現時我監獄社會に於て其名の知れし獄務提要の賢母者小河滋次郎氏は教誨師を尊崇せざる可からざる所以を論じらく「蓋し法を訊き道を傳ふる所の者王公の貴きを以てするも尚ほ師傅の禮を以て之を待つ故に教誨師たるもの〻職務の性質より之を見れは監獄の最上長官たる典獄と雖も宜しく之れに師事するの禮を執る可きは勿論なり」又教誨師か敬々しく敬重優待せられて職務を執行せらるゝ教誨堂の威嚴を示されて曰く「教誨堂は神聖犯す可からさるの靈場たるを知了せよ神此に在ます神使此に神言を傳ふ故に看守たるもの教誨堂の戒護に從事せる場合にあつては先つ專ら神を敬し教誨師を重んずるの誠意を表し躬四人の摸範となつて其擧止を正肅ならしむることを要す」と此數言を咀嚼考覈練思して見られよ誰れが嗚呼と謂はざるものあらん教誨師諸君は實に得難きの名譽を有し監獄の最上長官たる典獄より師事せらるゝ無上優美の待遇あり、故に君等が監獄に對する腦想幽微の深遠なる精神より論評せんか神聖にして之を犯すを得ず教義の響ふ所邪惡之れに當ることを得ず教權の貫く所禍害之を倒すことを得ず、君等一たび動かば陰擁猖獗なる漢無賴の毒凶と雖も萎縮撓屈するに至らん嗚呼誰れか欽慕せざらんや、

然れとも或る教誨師に向つて笑ふべきの一事あり曰く地方官制中に教誨師を置くの明文なきを遺憾とし斷然職を辭せんとしたるものあり、大に落膽憔悴したるものあり不當なりと悲しみたるものあり政府に對し疑義を抱きたるものあり或は劣等視せられたりと叫びたるものありと余輩其何の故たるを知らざるなり、官制中に明文を求めて判任官待遇を欲するか判任官を欲するか明文なきが故に劣等視せられたりと謂ふべきか、斯かる謬言は宗教家の本分として口吻を開く可きに非ず、余輩は官制中に明文なきは寧ろ教誨師の位置品位を高めたるなりと謂ふに躊躇せざるなり君等は能く宗教の精神を反省參酌し其眞意のある所を三顧したらんには別に細論を試みざるも明かならん、宗教は一部地方官々制の一局部に於て壓縮制限せらるゝに非るべし、宗教の勢力は單に監獄教誨に限らざるべし、宗教は監獄内の專有物に非るべし、君等は豆小なる人授の待遇を忌避すべきの時ならずや、宜しく無量無邊なる別格天授の待遇を以て無上の快なりと爲すべし、社會的絶對の一大義務として監獄教誨は其一部なりと稱し鋭意碎礪以て其囑托に報ゆるは其正鵠を得たるなり、監獄政良の今日に於て政府何んぞ監獄の精神たる教誨師の位置を墮落するの拙を爲さんや、官制中に明文を揭げざるは却て名譽を表揚するものなることを反顧せよ

通信

●第四回九州各縣監獄教誨師聯合會決議錄

第四回九州各縣監獄教誨師聯合會は明治二十七年五月一日より同七日に至る一週間福岡縣筑後國三池郡大牟田町大字下里三池集治監内に於て開會す會同の各教誨師の姓名は左の如し

長崎縣　七里圓長
三池集治監　中島唯令
熊本縣　村田覺善
三池集治監　土中南潮
京都府　後藤誠諦
佐賀縣　高楷海量
福岡縣　南木光丸
大分縣　大在芳達
熊本縣　坂井觀順
三池集治監　谷治迳門
宮崎縣　鎌田霈岳
佐賀縣　五十嵐貫通
熊本縣　完鐵城
長崎縣　菊池寬容
鹿兒島縣　江上西生

因に曰京都府後藤誠諦氏は素と本會員にあらさるも遠來の厚意を謝し一同列席することゝなれり

開會の當初に於て投票を以て正副兩議長の撰擧を行ひしに其結果左の如し

正議長　谷治達門
副議長　完鉄城

一四人奉敎の念を調査するの件

決議　入監の際親しく個人的教誨を施し彼れか身上に就き種々なる訊問を試み又刑事被告人中の行狀錄を査察し又彼れか佛前に對する擧動の如何を注視する等是等の材料に據りて所謂教誨師の腦髓に於て判斷を下すの外無しと云ふに決す

一教誨表改正を本山に建白の件

矯正図書館

決議　考案を付して建白することに決す

一休役間教誨に四人の分類を爲すの件

決議　罪質犯數及教育の有無等可成多くの條件に依りて分類的教誨を施すの方針を取ると云ふに決す

一四人の看讀書籍に教誨師干渉するの件

決議　看讀書籍中感化上有害と認むるものあるときは其意見を典獄に上申すると云ふに決す

一四人に貸與書籍備付の件

決議　可成本案實行の途を開かれんことを典獄に上申することに決す

一追吊の香花料全廢の件

決議　全廢することに決す

一犯則の四人再度の犯則を防くの良策如何

決議　再犯豫防の教誨上大なる便利あるを以て條件付懲罰の實行あらんことを典獄に上申することに決す

一犯則後自暴自棄に陷るものは之れなきやもしありとせは自愛自重ならしむるの良策如何

決議　遂く其原因を探り所謂應病與藥的の教誨を施さんと云ふに決す

一處罰執行の前後に於て必す教誨堂にて特別教誨を施すの可否

決議　可とするに決す

一本會議事錄は單に其議決を記載し可成各自歸任前に配付するものとす

決議　本案の通り可決す

一四徒の特赦及假出獄等の恩典に預る者其行狀罪質等は重に如何なる者に於て之れあるや

決議　毆打致死犯殺兒犯等の如き再犯及犯罪の繼續に其麁鮮なきの罪質にして行狀極めて善良且假出獄に在りては賞表四個以上を有する者に多しと云ふに在り（但シ集治監ニ在テハ本文ノ外刑法改正ノ結果トシテ殊ニ竊盜犯者ニ多シトス）

一獨居房の監房訪問は一日一回以上とする事

決議　本案の通り可決す

一四徒看讀用書籍の件

決議　第一項四徒看讀用の書籍を一定せんが爲めに、三名の委員を撰擧し本年八月三十一日迄に各教誨師は其監獄署に於て現に下付しつゝある處の書籍に疏き適當と認定する所の者を左の書式に據りて列記し之を第一委員に送付し第一委員は之を取纏めたる上一々適否の意見を付して之を第二委員に廻送し第二委員は又意見を付して之を第三委員に送致し第三委員に於ては第一第二委員の意見を參酌して取捨撰定し其成績を各監獄本署の教誨師に通知するものとす

書式

書目	著者氏名	發刊月日	冊數	代價
普通小學讀本	何某編輯 東京金港堂發行	明治何年何月發刊 同何年何月改正	四冊	一冊各八錢

第二項適切なる四徒看讀用書籍を發刊するの方法を

を次回迄各自考案を爲す事

此に於て委員の撰擧を行ひしに其結果左の如し

第一委員　谷　治　達　門

第二委員　高　楷　海　量

第三委員　大　在　芳　達

一九州各縣教誨師の聯合を改め集治監假留監聯合區域を以て聯合區とするの件

決議　本案の實行を期するか爲め一面は之を中央部聯合會へ提出して同意を求め一面本會より各監教誨師に協議を遂くる事に決す

一第五期開會地撰定の件

決議　大分縣監獄署内に於て開設する事に決す

一四徒死亡の際讀經の件

決議　各宗規に據りて讀經を爲す事に決す

一身分帳簿中懲罰表に教誨師の意見を記入するは如何なる標準に依るを可とするか

決議　新入時記載の帳簿及平素の視察簿を參照し場合によりては該囚に接見して意見を定むる可しと云ふに決す

一病室囚の教誨は如何なる手段に依るを可とするか

決議　輕重病者を問はす教誨を施すへしと云ふに決す

一總囚教誨効果の多少如何

決議　分類的教誨と比較せは其効果少しと云ふに決す

一教誨は務めて法教上の眞理を說くの方針を取るの可否

決議　本案の方針を取るへしと云ふに決す

一罪質別に區分しある監房教誨及工場教誨等の個人的教誨に充分の力を入れ總囚教誨を廢止するの可否

決議　目下の行狀之を廢止せさるを可とするに決す

一感化の至難は多くは短期刑の再犯以上囚に在るか如し之を遷善改過ならしむる教誨の方法は如何

決議　一方に於ては懲戒の極めて嚴なるを要すると同時に教誨師に於ては其較感化の望ある者を撰拔し之に專ら教誨し且出獄の後に於て種々なる注意を爲すの外無しと云ふに決す

一教誨をして戒護事務と幷行せしむるの良法如何

決議　教誨師を增員して分擔を適切ならしめ且多年勤續せしむるに在りと云ふに決す

一不論罪、懲治人及幼年囚をして感化せしむる良法如何

決議　德育を主とし智育を從として教授するの外無しと云ふに決す

一教誨師職務上主として注意を要すへき類別如何

決議　左の四條目を以て其主たるものと爲すと云ふに決す

一教誨堂の尊嚴を保持する事

一教誨師自身の威嚴を保持する事

矯正図書館

一教誨師自身の言行を愼む事
一教誨師身上の關係を詳察する事
一新入囚教育の程度を定むる方法の件
決議　左の方法に準據する事に決す
一高等小學校を卒業せしもの及ひ之に該當すへき學力を有するものは凡て有教育者とす
一尋常小學校を卒業せしもの及之に該當すへき學力を有するものは凡へて較教育あるものとす
一第一項第二項に該當すへき學力を有せさるものは凡て無教育者と定む
一學力を檢定せんには高等小學第三年學期に該當する讀本を讀み得るものを以て第一項に該當するものとし尋常小學第三年學期に該當する讀本を讀み得るものを以て第二項に該當するものとす
一一月囚に對し教誨度數何回位の平均なるや
議決　各監十回乃至七八回と云ふに在り
左の各議案は次會の宿題と爲す事に決す
一來る廿八年京都府下に於て日本全國教誨師大會を開くの件
一教誨の要旨を教誨日誌に記入の件
一教誨日表利害の件
一各監獄在囚へ對し御消息下付の儀兩本山へ出願の件
一關室執行中の者に對する訪問の方法は如何
一教誨師に於て備置くへき就學年月卒業科目學業の優劣を記する簿冊の樣式一定の件
一教誨師出務の際は必す法衣を着することに一定したし
一新入の教育及奉教念の厚薄を回議書に記入するは如何なる標準に依るを可とするや
一初犯囚と再犯囚と混同教誨するの可否
一効化効力の多少は說者の巧拙に在るか又は監獄教誨に關する仕向けよあるか若し兩者に在りとせは其輕重如何
一監獄の教誨に關する仕向けに就き本願寺の關涉を要することなきか若しありとせは其條項如何
一教誨師位置は之を天爵となすも天爵を待つに其文掌例を要することなきか
一教誨師をして終身官たらしむるの必要なきか若しありとせは其方法如何
一教誨師の監獄則施行細則に追加條項を望むことなきか若し有とせは其項目如何
一司獄官即不斷囚人に直接する看守押丁の宗教奉崇の心を有するは教誨感化上偉大の便益あり之れか奉崇心を發養せしむるの方法手段
一改悛の見込ある幼年囚及懲治人にして出獄後生活の道なきものを保護する最も簡易なる方法如何
一六十歳以上の老囚若くは不治の病囚をして出獄後生活の道なきものを保護する最も簡易なる方法如何

一慣習犯者にして眞心改悛せしむる方法如何
一教誨をして實效あらしむる方法如何
一仝四中每月亡父命日に相當するものを零時休息時間に教誨堂佛前に呼び讀經教誨するの得失

●司獄官任免其他　北海道集治監工藤襄報告

○任免

北海道集治監書記四級俸第三課長ニ任セラル　野崎宏
北海道集治監書記九級俸第三課勤務ニ任セラル　石川友明
北海道集治監書記月俸拾壹圓第一課勤務ニ任セラル　佐久間文郎
非職ヲ命ス　集治監書記　戸澤迂岳
非職ヲ命ス　監獄醫　古屋顯
依願免本官　集治監書記　青地行
釧路分監詰ヲ命ス　集治監書記　井元傳十郎
釧路分監詰ヲ命ス　集治監書記　新井直

○看守精勤證書

精勤證書授與セラル　看守　狩野荻之進
仝上　看守　平岡要助

○年金支給

滿拾壹年勤續ニ付年金三拾壹圓支給　元看守　福澤邦重
仝上　元看守　青木兼之助

已上北海道集治監ノ分

任北海道集治監看守長拾級俸空知分監詰　看守　伊藤虎次郎
復職ノ上空知分監詰ヲ命ス　非職書記　戸田進吉
依願教誨師ヲ免ス　教誨師　留岡幸助
空知分監詰ヲ命ス　釧路分監　書記　大谷義勇
空知分監看守部長ヲ命ス　看守　神谷甚三郎

●看守教習卒業

岡山縣監獄署
策十回看守教習課程卒業證書を授與せり其人名優等
看守梶田信雄仝黑田新太郎仝横倉米三郎仝梶田楠八郎仝小林熊造仝小野田長四郎仝國平金重仝片山辰太郎ナリ
右之通八名共卒業內一名ハ（優等）ナリ　佐賀縣監獄署

●假出獄

重懲役十一年　岩本太藏
仝十年　華頂玄倫
輕懲役七年　角常七
仝六年　吉岡甚七

右之者共本月廿六日假出獄ノ裁可相成タルヲ以テ本日出獄差許サル

●司獄官任免

秋田縣監獄署
任秋田縣監獄書記給十級俸大曲監獄支署在勤ヲ命ス

矯正図書館

秋田縣屬　班目勇之助
兼任秋田縣監獄書記看守長給八級俸警察部警務課勤務ヲ命ス
秋田縣警部　瀨谷兵馬
免本官併兼官
秋田縣監獄書記兼看守長　松尾尙介
任秋田縣監獄書記兼看守長給八級俸大曲監獄支署長ヲ命ス
秋田縣警部兼監獄書記看守長　瀨谷兵馬
●看守敎習卒業
看守　中川清吉
仝　若生胖次郎
仝　小野文治
右ハ本日看守敎習課程卒業ニ付其證ヲ授與セラル
●司獄官轉任
神奈川縣監獄署
神奈川縣看守長兼監獄書記　多田園
鳥取縣ニ於テ採用ニ付出向ヲ命ス

雜錄

●萬國會議派遣委員の責任を論ず

突進生

來年開設の萬國會議には是非とも委員を派遣せさるへからす而かも成るへくは政府の委員と民間有志團體の委員とを派遣するを要す此等委員の責任は言ふまてもなく非常に重し故に豫め委員たるへき人に注意を求めんとす

我國より特に選はれて萬國監獄會議に列席する者あるは實に今回を以て初めとす是迄の會議には或は全く關係せす或は書類のみを提出し或は駐劄公使を委員として臨席せしめたるに止まり未た曾て專門家を委員として特派したるとはなし然るに我は日本より特派せられたる委員なりと名乘り出る曉には兼て日本の獄事に注意する各國の學者實務家は好奇心半分にて種々雜多の質問を試むへく又提出問題及意見にも隨分着目する者多かるへし殊に從來世に公行する圖書新聞には固より毀譽褒貶一ならすといへとも概して實際よりは餘程立派に書き立あるを以て萬一我國の委員にして答辯上に些末の蹉跌あらんには溢美の反動として今度は容易に恢復すへからさる汚辱を蒙るに至るへし折角今日迄日本の監獄は中々進歩せりと想像せられたる者を萬國會議に參同したるか故に忽ち輕蔑せらるゝに至るか如きとありては之を委

の責にあらすと謂ふを得へけんや尤事實を誇張して虛飾を是れ事とするにあらされとも委員の言動に由りて評判の好惡を輕重するに足るの一事は慥なり其上人情の極端より極端に遷り易きは誰か又疑ふへき故に予は愚昧を顧みす左の數條を列擧して委員たるへき人の資格及携帶すへき材料に就て窃に注問する所あらんとす吳々も西洋見物のみの觀念を以て宛も京阪遊覽と一般に心得漫に渡航するか如き不了簡あるへからす實に我國の羞辱を雙肩に荷擔するものたることを深く考慮せられたし殊に況や獄事を以て一國文明の度量衡と見なすに於てをや

第一には委員たる人は獄務に實歷あるを要す我國監獄界は尙幼稚にして狹隘なるを免かれすと雖豈一二委員たるに辱ちさる人物のなかるへきや萬一實歷なき人を委員に選定するが如きとありては我國獄事の醜辱是上もなかるへし寧ろ委員の特派を斷念するに如かさるあり

第二委員たるへき人は殊更外國語に熟達するを要す否らされは意味相通せす思はぬ恥辱を取るとあらんも計るへからす故に必す充分外國語に通する人を選定せさるへからす殊に尙注意すへきは只外國書を讀

ひといふのみにては決して滿足すへからす外國人との談話に熟するを最必要とするなり否汎く交際の術に通せさるへからさるなり是は知る人ぞ知る隨分面倒なること共なり

第三相當の學識なかるへからす概括すれは高等の敎育を受けたるものならさるへからす人の談話には思はぬ花の咲き出るものなり設し一定特殊の問題に就てのみ談論する際なりとも如何なる枝葉の議論に渉るへきか決して豫知すへからす是の如き場合には高等の敎育なき人は思掛なき恥辱を蒙るとあるへし啻に譯もなき事柄を言ひ出てゝ他の嘲笑を招くのみならす一には自分の心に怖ち氣を生し言ふへきとをも言ひ得すとんた苦勞をするとあり故に高等普通の學識を具備する人にあらされは委員たるへからすと斷言するなり其他人物の適不適は素より當局者の留意して選擇すへき所なれは予輩局外者の容喙を要せす今次てに一言すへきは佛國開會のとにて殊に會議には佛語を用ゆとあれはとて強ち佛語に通せされは不都合との謂れあるへからす英語なり獨逸語なりに精通すれは可なるへし其故は日本語にて演說すれは辯者の外に一人の解者なく滿場に向て通辯する人もな

矯正図書館

しと雖英獨等の語なれは大抵の會員には解せらるへく又十分なる通辯にも乏しからさるとなれは毫も差支とてあらさるなり

又委員の携帶すへき材料は必す完全を期せさるへからす就中何等の取調も空漠なるものにては毫も價値なきのみならす却て笑物となるへし故に一々統計的の徵證を添付し甲乙整然系統を逐ふて相互に聯絡貫通するを要す學問の貴重なる所以は畢竟此にあり其材料は勿論世間の事物に外ならされ共俗人は其儘に之を視聽し學者は系統に壓搾して以て之を玩味するなり

要するに今回の機會には必す國光を發揚し諸外國人の耳目を驚かしたきものなり尤惡るく驚かすは感心せす乾度感服せしめたきものと大は國家の爲め小は獄事の爲めに切望するの餘りいらぬ繰言を長々と展列せり乞ふ徵意のある所を諒して咎め玉はさらんとを

●慘憺たる刑罰（山あらしの罪）

歐洲にても往昔は殘酷極る暴君ありて今も尚酸鼻に堪えさる異聞怪說を記錄に留めたるううたてなるマイランド侯ガレアッヅォスフォルヅアは野兎を一頭盜獵したる者をして強て其兎を生食せしめたるか爲めに遂に其者は絕命せしと云ひリッタウエン侯ウ#トルトは罪囚を生なから熊皮に包み猛犬を之に嗾して咬噬せしめしと云ひザルツブルヒの大僧正ミッヘルは同しく罪人を鹿皮に包み市場に擔ぎゆかしめて同上の運命を之に與へしと云ひ又生なから鹿背に縛して放ちたるとも往々ありしと見え千六百六十六年のとなりしか一日ウエッテラウの畑に一頭の鹿あり背上に鐵鎖を以て一人を縛り付けたり其者は衣服破れ身體に完膚なく流血地に垂る有樣にて聲を擧けて希くは速に予を殺し既に三日以來苦患に堪えさる所の刑罰を免かれしめよと悲鳴せりと云ひ英國王ヘンリ—第二世及リチャルド第一世は違法なる獵人の目を抉出し其他禽獸的の刑罰を加へたりと云ひライン河邊の某貴族は其家臣の野猪を捕獲したるを憤りて冬日河中に追ひ入れ其身體の凍りつくを待ちしと曰ひ（是者は幸に死なさるとを得たれと終生不具となりて困苦せりと）他の某貴族は一農民を同原因の故に裸體となして樹木に縛り付け遂に凍死するに至らしめしと云へり吁盛世に生れ出てたる者は古今の感に勝えさるへけんや

●監獄需要物品に就て

監獄所用の物品を監獄内に於て製出することは監獄經濟に最も策の得たるものなること予輩の平素大に賛同する所なり而して其目を擧くれは種々あるへしと雖も廳中の諸器具を始めとし看守押丁の給與及貸與品之に次き其他監獄作業用の諸器械の新調及修繕等に就き監獄作業より製出せしむることを得は監獄其ものゝ幸福之に過きたるはなし尚進んては所屬耕耘地ある監獄及ひ少くとも囚徒を耕作業に從事せしめつゝある監獄は何れも其收獲物を食料に供するの目的にあるへく是れ等こそ典獄其人の操縱宜しきを得たる者なることは予輩の稱賛して措かさる所なり又味噌醬油の如きも可成之を監獄内に於て釀成することを得は世間の當業者より購入する品に比し費額を要すること僅少にして制合に其品質の善良美味なるものを釀成すること敢て難事にあらさるを信するものなり現に味噌醬油釀造の如きは四人の役業として差支なきことは監督官廳も之を認め許容せられつゝあるを以ても知るへきなり故に行刑の本旨に違はさる役業にして多額の器具費及ひ廣濶なる工場を要せさる種類の者にして監獄需用の品は可成之を監獄内に於て其業を設置し製出せしむるの方針を取られんと予輩の希望する所なり是れ取りも直さす監獄獨立の第一着歩とも云ふへきなり反對者は云ふなるへし監獄需要の品を監獄内にて製出することを得せしめは或は濫費浪消の弊を生し却て當局者の注意を缺くの虞れなきにあらさるへく故に節約し得る丈經費の許す範圍内に於て當業者より購買するに如かさるなりと是れ實に當局者自から己れを鼻うして我監獄の爲め將た囚徒遇囚上不忠實なりと云ふを憚らさるなり頃日聞く所にとれは或る監獄に在ては從來曾て設置しありし味噌醬油釀造工を廢し（最も從來設置の工業なれは該工に要する諸器具及ひ工場は整備したるものなること又以て證すへきなり）たりとか而して其之を廢するの理由は果して何の邊にあるやは未た伺ひ知るを得すと雖も要するに囚徒の役業としては不適當なりと云ふにあるものゝ如し若し果して斯る理由を以て之を廢するに至りしとせは是れ又解すへからさるなり味噌醬油釀成工にして囚徒の役業に適せす刑罰執行の大旨に悖るものとせんか内務大臣は之を認可するの理由あるへからさるは勿論なり内務大臣の認可此一事を以ても其之を廢止するの謂は

矯正図書館

れなきを證するに足る果して予輩の見解にして大に誤りなからしめんか從來既設の作業を廢し更に其品を普通當業者より購得するの利益なきを確信す否利益なきのみならす其價の不廉にして其品質に至つても從來管て釀成し來りし者に劣るあるも優るなきを知る若し果して斯る事實なりとせんか典獄諸君幸に猛省して可なり最後に予輩の希望は可成監獄需要の物品を監獄内に於て製出するの方針を擴充し食料の一は以て使役上の困難を免れ併せて前途の方針を充たすことを得は一擧兩全の策なりと信せり敢て陳說を願みす一言することゝなせり

●德川氏刑制總說

本編は編者か頃日或る參考書の内に就き德川氏の盛世刑罰の種類及執行方法を蒐集したるものあるを發見し德川氏治世の刑罰法を知るの好倡伴たるを信するの餘り其要所を左に抜萃し逐次讀者に紹介せんとす而して只意を失はんことを恐れ敢て文飾を加へす讀者幸に之を諒せよ　編者記す

應仁以後群雄四方に割據し禍亂鼎沸列國各其家政を異にし斷亦隨て別あり相統一することを能はす德川氏撥亂反正の秋に方り專ら意を治道に存し刑制の一揣、扶持切米召放、暇の四罪あり引廻は死罪以上の刑に該る者其所犯の重きに附す蓋公衆の懲戒に具ふる所以とす、切腹は古へ五位以上賜盡の遺制にして獄門、火罪、磔、鋸挽の四は是極刑なり佐渡佃に差遣するは稍徒刑の法を參用するに似たりと雖も兼て又授産と豫戒の意に出つ而して僧侶の晒は朱明の枷號に基き追院、揣は乃追放の如し德川氏の刑法是に於てか備れりと云ふへし即ち左に刑法の圖式を揭く

- 正刑
  - 追放
    - 所拂
      - 洛中……京都
      - 洛中洛外……大阪三鄕
      - 江戸十里四方追放……山城國中……攝河兩國……大和國中……長崎及鄕中
    - 輕追放——江戸十里四方、京、大阪、東海道筋、日光、日光道中……奈良及居村、長崎……奈良
    - 中追放——武藏、山城、攝、泉、大和、肥前、駿河、東海道筋、木曾路、下野、日光道中……以下略之
    - 重追放——右之外、相、上野、房、兩總、常、（京ハ更ニ）河内、丹波、近江ヲ加フ……庶人ハ江戸十里四方
  - 江戸　關西
  - 京都　大阪　奈良　長崎
- 遠島——伊豆七島　隱岐、壹岐、天草五島
- 死刑
  - 下手人——刎首ス
  - 死罪——刎首ス
  - 火罪——焚殺ス
  - 獄門——刎首後梟ス
  - 磔——磔シテ後鎗殺ス
  - 鋸挽——竹鋸之ヲ挽キ後磔殺ス
- 晒——本刑前一日引廻シ、刑後三日刑場ニ晒ス
- 阿責（叱ノ——急度叱ノ）叱責シテ放免ス
- 押込——十日以上一百日以下（一百五十日ハ異例）家居セシム
- 敲（輕ー五十杖　重ー一百杖）庶人ニ行ノ、帷尻ヲ以テ背ヲ決打ス——過怠牢舍（輕五十日　重一百日）女子及十五歳未滿ノ男子敲刑ニ該ル者ニ行フ

矯正図書館

刑名
- 屬刑
  - 入墨―盜犯ニ加フ、手及ヒ額等ニ文刺ス、名地異ニ之
  - 欠所―本刑ノ輕重ニ依テ動產、不動產ヲ官沒ス
  - 非人手下―重キハ遠國非人下手、非人籍ニ編入ス
- 閨刑
  - 士族
    - 逼塞（遠慮―門扉ヲ鎖シ晝間出入ヲ禁ス／慎―遠慮ニ同クシテ稍嚴ナリ／閉門―五十日―共ニ門扉ヲ鎖シ竹柵ヲ搆ヘ奴婢ノ出入ヲ禁ス／一百日―開門ト同シ、仍一室内ニ蟄居セシム／蟄居―致仕退隱、其食邑ヲ子孫ニ給ス／永蟄居―終身蟄居セシム）
    - 改易―永ク士族以上ヲ除籍シ、其食邑ヲ官沒ス
    - 預（預―永預―共ニ無期他家ニ禁錮ス、永預ハ赦セス／預―一百日―共ニ一室ニ蟄居セシム）
    - 切腹―自ラ屠腹セシム
    - 斬罪―正刑死罪ト同フス
  - 僧侶
    - 晒―市上ニ拘縛シ、衆ニ下ス三日、其本寺ニ付シ寺法ニ行ハシム
    - 追院（追院―官其職ヲ解キ、寺ニ歸ルヲ禁ス／退院―官任職ヲ解キ、退院セシム）
    - 搆（一派搆―宗門ノ一派ヲ除却ス／一宗搆―一宗ヲ除却ス）
    - 過料（錢三貫以上五貫以下／錢十貫……／財產相應……／納ムルコト能ハサル片ハ手鎖（是レ當今刑法擬刑處分ノ如シ）／二十日／三十日）
  - 庶人
    - 閉戸（三十日／一百日）―門戸ヲ鎖シ營業ヲ停止ス
    - 手鎖（三十日／五十日／一百日）―兩手ヲ鈐封ス
- 婦人
  - 剃髮―頭髮ヲ剃リ親屬ニ下付ス
  - 奴―本籍ヲ除キ請者ニ下付シ奴トナス請者ナケレハ禁獄ス

右ノ外特別閨刑アリ大門口晒ト云フ吉原廓内ノ者廓内ノ犯罪ヲ行フ、其法僧侶ノ晒ニ同シ、盲人ト非人ノ刑ハ別ニセリ

（承前）

●二人聯絆

は如何なる者にや頗る疑なきと能はす元來逃走を防く爲めに設けられたる方法なるへけれとも實際其効は格別ならすして逆に密語通謀を媒介するの具となり其害甚しと思はる勿論大體に外役其物を全廢するの可なるには如かされとも今日の現況中々さる運ひにもなり難けれは此施行細則第四十四條の規定は速に廢止せられたき者なり愚按に由れは外役の際には途中は一人立にて交互二三歩の間隔を保たしめ又就役の場所にては左右前後何れなりとも矢張二三歩の距離あらしむへきなり而して戒護者其に能く注意を怠らされは決して四人相互に談話なす暇とてあらさるへし之に反して二人聯絆の際には其身體密接すれは如何に注意を嚴密にするとも斷して交談を防遏すへからす況んや進退動止の爲めに通壁せさるへからさる必要さへあるをや就役時には運搬の外大概聯絆を實行すへきにあらす碎石石工耕耘等に在りては過半徒法空文たるに過きす今日にても實際已むとを得されは途中の外聯絆を實行せさる向多きか如し其他開懇土工採礦に在りても亦悉皆は聯絆すると能はさるへし是非とも幾分は單獨の就役を必要とすへし又二人聯絆の際には四人相互の爭端を開き易すし現に鏈鎖を引張りしとか進行を妨けしとかの些細なる理由にて罵詈を逞ふし甚しきに至りては突然鐵鎚を揮つて同絆四の頭蓋を打割りたる例も稀有ならさるにあらすや二人聯絆は監内外掃除四にも施行し居る向多し（監外は勿論外役に屬すれとも）故に其利害は決して輕視すへからさるなり反對論者は二人聯絆の今日にても時々逃走四を出す位なれは若し之を廢止せは尚更あるへしとの杞憂を提出すへきかなれとも既に聯絆四の屢々逃走を遂けたる事實に由りて聯絆の效なきとを證明するのみならす鏈鎖の案外脆弱

矯正図書館

にして毫も頼むに足らさるを知らはかゝる憂慮は杞憂に過ぎさるのみ鍵鎖の容易に破壊し得らるへきとは實務家の均しく熟知する所なり其上鍵鎖を以て聯絆するは猛獸めきて如何にも見苦し又戒護の不行屆なる旨を表明するにも當るか如し來年の萬國會議に送付する書類にはかゝる忌まはしき痕跡の遺留せさらんことを祈りて已まさるなり

●囚徒及幼者流浪者狂人等保護に關する萬國會議の問題

來る七月廿五日より八月二日迄の間白耳義國アンウエールに於て開設すへき囚徒及幼者流浪者狂人等の保護に關する問題に付第二回萬國會議の議題

幼者の保護

一、幼者保護の方法として千八百九十年のアンウエール萬國會議（即ち第一回）に於て採用せられたる原則の適用に付本會の希望せる如き好結果を奏したるや如何

二、世に虐待せらるゝ無教育の幼者に付ては夫々救護の道を盡すへきは勿論なりと雖も十分に是等の幼者を認知する爲めに要する施行方法如何

三、父母親族より勘當せられたる不法なる幼者に關したる原則の適用に付きては本會の希望する目的に適したる結果を奏したるや如何

二、乞食及流浪者就中是等の者をして司法訴追に付せられ若くは行政官廳の處分に付せられたる者に關して遵由すへき保護の最良法如何

三、前項の方法中保護會社と保護委員會（インスチーチュウーション）との間に於ける關係如何又是等の者等は果して自由的殖民の創設を奬勵するに適當するか

四、精神病の全治者並に盲啞院の如き教育の特別なる學校若くは協會より退校又は退院したる盲啞者の保護會を設くるの必要なきか

五、無籍者に關し國際的防壓を十分に仕遂ぐる最良の方法手續は如何又本國に歸り來りたる者に對する最良の保護方法手續如何

刑法

一、學理上の統計表並に再犯に關し萬國一致を圖らんか爲めには如何なる方式を採用するを適當とするか

二、放免囚及幼者の保護に附き各國に於て施行したる成績表を作らしめんか爲めには如何なる方式を採用するを適當とするか

し採るへき方法手段如何

四、刑事訴訟法の手續に據りて是等の幼者に對して爲されたる訴追に付きて遵據すへき規則如何

五、是等の幼者の保護に關し各國の保護會社（院又は協會等の名稱を冒せる團體）に連絡を通するの必要ありや且つ此方法に由りて國際的保護の行爲を簡易敏捷ならしむる實際上の方法如何

囚徒の保護

一、放免囚徒が格段なる場合に於て保護の行爲を簡易敏捷ならしむる爲め警察上の監督を假に免するには如何なる條件を要するか

二、出獄の際寄宿する所なく且つ之を扶助する者なき放免者は如何にして之を救護することを適當とするか

三、囚徒の保護に關し各國の保護會社（團體を指す）の間に連絡を通するの必要ありや且つ此方法に依りて國際的保護の行爲を簡易敏捷ならしむる實際上の方法如何

流浪者乞食及狂者

一、流浪者及乞食の防壓に關する事に付きアンウエールに於ける第一回萬國會議に於て採用せられたる原則の適用に付きては本會の希望する目的に適したる結果を奏したるや如何

二、乞食及流浪者就中是等の者をして司法訴追に付せられ若くは行政官廳の處分に付せられたる者に關して遵由すへき保護の最良法如何

三、前項の方法中保護會社と保護委員會との間に於ける關係如何又是等の者等は果して自由的殖民の創設を奬勵するに適當するか

四、精神病の全治者並に盲啞院の如き教育の特別なる學校若くは協會より退校又は退院したる盲啞者の保護會を設くるの必要なきか

五、無籍者に關し國際的防壓を十分に仕遂ぐる最良の方法手續は如何又本國に歸り來りたる者に對する最良の保護方法手續如何

刑法

一、學理上の統計表並に再犯に關し萬國一致を圖らんか爲めには如何なる方式を採用するを適當とするか

二、放免囚及幼者の保護に附き各國に於て施行したる成績表を作らしめんか爲めには如何なる方式を採用するを適當とするか

四、監獄制度就中短期の刑を言渡されたる者に對しての監獄の制度は甚た嚴酷に失するの嫌ひなきか

問答

●五六三史の質問に答

在樺戸　九一生

(1) 看守は看守部長を上班とし看守部長は看守を下班とし之れに相當する禮式を行ふ可きものにして同僚相互の禮式を行ふものにあらすとす

(2) 看守部長は看守長に代りて看守に對し指揮命令し又は訓授するの權あるものとす

(3) 指揮と命令とは異名同物にして區別なき者とす

●刑事訴訟法第八十八條の解釋如何

如夢居士

刑事訴訟法第八十八條を見るに「密室監禁の言渡を受けたる被告人は（中略）豫審判事の允許を得るに非されは他人と接見し又は書類貨幣其他の物品を授受することを許さす」とあり其他人と接見し又は書類貨幣其他の物品を授受することを許さすとの解釋に就き二說あり（例へは被告人入監中相當の手續を經て或る書籍を見讀し居たるに偶々豫審

矯正図書館

判事の言渡に依り本人は密室に監禁せらる此場合に於て右見讀中の書籍は監獄に於て其儘密室に携帯することを許すを得へきか將更に豫審判事の允許を要する乎是れ一箇の疑問たり要するに本條に所謂又は云々の解釋如何にあり）

第一說　に曰く本條に他人と接見又は書類其他の物品を授受することを得すとある他人の字は接見のみに係り書類以下は他人は勿論監獄よりも豫審官の允許を經されはならぬ義にて則又はの二字は上の他人と干涉せす否らされは密室監禁中嫌疑に供する書籍の見讀を爲し自省の機會を喚起するの妨けとなる云々

第二說　に曰く否他人と接見又は書類云々とある他人の文字は單に接見のみならす書類以下にも通するものと解釋せさるへからす（詳言せは他人と接見又は他人と書類貨幣其他の物品を授受するには豫審判事の允許を要するも監獄は其中に含蓄せさるなり）若し第一說の如く解するときは監獄に於て領置の衣類を引換て渡すにも亦豫審判事の允許を經さるへからすと謂さるを得す何となれは其他の物品云々と規定しあれはなり豈此の如き迂遠なる取扱あるへけんや抑も密室監禁は豫審中重實發見の爲め必要なりと思料したるときに於て之れを言渡すも寧訓的のものにあらす故に一名毎に之を別室に置き豫審判事の允許を得るにあらされは他人と接見又は書類其他の貨物を授受することを得さるは專ら證據の湮滅を防くにあり去れはこうな條に他人と記して監獄を其中に包含せしめさりし所以ならん勿論領置の書類物件と雖も娛樂の用に供するものは之を許さす故に多くは法律書の如き書籍に就て論したるものなり尤も此點は事實問題に過きされは深く之を論せす唯調究を要するものは條文の解釋如何にあり

と右二說中孰れか可なるか余は寧ろ第二說に贊成せんも其贊成するに就て一言申すへき第一の說は他人の字は接見のみに係り書類以下には干涉せすと云ふか曾子なれとも又はの意義は判明せさるを以て余は（他人と接見又書類貨幣其他の物品云々）と記したると同一義なりと解釋す

右は何れに決するも官廳たるを以て密室監禁の趣旨に違ふの取扱はなき筈なるを以て敢て害なしと雖も一問題となりたるを以て是非を議者に請ひ聞ふ

雜報

●囚徒及幼者流浪者等の萬國保護會議

本年七月廿五日より同八月二日に至る間囚徒及幼者流浪者乞食狂人等の保護に關する問題研究の爲め第二回萬國監獄會議を白耳義國アンウエールに於て開設するにつき我國へも委員派遣の義を本邦駐劄白耳義公使の手を經て照會ありたる趣なれとも都合ありて委員の派遣は致されさることに回答なりたる由本會は保護事業に關するを以て本邦の如き保護會社設立の必要を感する所に在ては一層利益多く若し本會に參同するを得は實益を得ることと大にして其資するなるへし只氣遣はしきは種々雜多の用務を兼ねしめらるゝ一事なり若し他の行政事務を附帶せしめらるゝときは監獄事務の調査視察に專一なること能はず寧ろ監獄事務の調査は跡廻はしとなりて疎略に失する恐なしとせす且如此こと事實とならは監獄事務は只會議に列して其結果如何を傍聽するに過きさるか如き奇觀を呈するに至らん夫れ監獄事務は千差萬端一意之か調査に鞅掌するも尙は且つ及はさるの恐あり然るを況んや他の事務と併せ調査し所謂片手間に査察を遂くる位にては迚も十分滿足を得へき程の取調へは出來さるなり若し十分なる取調へ出來ずして本邦の獄制に益すへき資料なしとせず折角の委員特派は其効用と目的とを喪失し啻に我か獄制に裨益を與へさるのみならす甚しきに至ては萬國會議は益する所なくして無効無害向後は委員を參同せしむるの無益なるを主張する者さへ之れあるに至らんことを恐れ是れ素より婆心に似たれとも適々感する所あり其筋の參考に資するを得は幸甚之れに過きさるにより敢て一言することを爾り

●監獄の經濟

所多かるへきは言を俟たさるなり然れとも來七月二十五日より開會するとのことなれは餘日なし到底參同の運に至り兼ぬるを以て本邦よりは委員派遣を謝絶せられたるなるへしと信す而かはあれとも實めては議事の結果即ち問題に對する決議を聞きたき者にこそ問題は本誌雜錄欄内に揭載せるを以て參觀あれ因に記す第一回會議は千八百九十年今回の會議場所と同樣白耳義國アンウエールに於て開設せられたるなり

●萬國監獄會議特派委員に就て

萬國監獄會議は明年六月には佛國巴里府に於て開設せらるゝは已に報導せしか如し本邦より該會へ委員を特派せらるゝやに就ても吾人の希望を揭述したりしか聞く處に據れは愈こと委員を特派せらるゝことに決定せし由我か獄事の爲め慶祝抃舞せさるを得さるなり此上の望みは委員其人を得ると此委員には他の調査事務を附帶せしめられさるにあり此委員には未た何人が選出せらるゝか決定せさる趣なれとも已に露國に於ける萬國會議に徹し鑑みる所あるにより這回は其筋に於ても精選せらるへきは喋々を俟たさる所

監獄費は年一年と増加の域に就き其費額の多き府縣地方税中に在て第二位を下らす其増加するは專ら在監人の増加に伴ふ結果なるへしと雖も然れとも監獄費の増加に就ては輕々看過すへきことならす而して費額の増加は在監人員の増加に伴ふへきは勿論なりとは云へ人員増加と正比例を以て増加すへきものならす即ち十人の賄と百人千人の賄とは其一人割同費額ならさる結果を生すれはなり兎に角監獄費の節減を圖るは監獄改良上の一要件なり之か局に當る者は大に注意を加へきは勿論其收入に就ても注意を施し可成其多額ならんことを期すへきは言を俟たさる次第なれとも尚は此に一の最も注意を要すへきものあり廢物利用則ち是れなり宮城集治監に於ては已に二三年前獄衣等の愈と何にも用ひ所なき破れ切れを撚織して敷物に製することを發明し廢物利用の實功を奏せしことあり廢物も利用如何に依りては曾に監獄の收入を増加して國益を起すのみならす爲めに一業を起して四人使役の一手段ともなることあり實に一擧兩全たることを得ること勘しとせさるなり又草鞋等の破れて使用に堪へさるものは其儘道傍又は塵溜めに放棄して顧さるところあるよしなれとも之れて洗濯して砂塵を取去り而して之を細切して「スサ」に爲さは一種有價のものとなり日本家建築には必要のものとなるなり如此にして之を販賣せは幾分の收入を増し之を積集せは塵積りて山を爲すの俗諺に洩れす一廉の金額となるや必然なり又「スサ」切の一業を設くるに至らは虚弱囚使役には一便宜を得ることゝならん是れ廢物利用の普通知れ渡りたるとなれとも注意の上にも注意を加へ大に考究を凝さは此他にも尚ほ此他にも廢物利用の妙法多々なるへしと信す支出多き監獄の身代にては尚更收入にも亦着目して監獄の經濟を整理せさるへからす敢て當局者の猛省を煩はさんと欲す

●別房留置人の増加を如何せん

別房留置人は年次其人員を増加し廿六年中の入房人員は七千七百九十五人廿五年より越員は貳千壹人にして合計九千七百九十六人なり而して廿六年々末現在人員は實に千六百九十三人なりと聞けり抑も監獄の別房は刑法附則第三十二條に依り監視に附する者住居なく及ひ引取人なき時又は使役に供す住居遠地に在て歸着する資力なき者を監視の期限間留置し又れすして濫りに留禁するものと云ふも不可なかるへし是れ甚た然るへからす近時別房留置人の増加するは四人の増加に伴ふ結果なるへしと雖も然れとも前陳忌避の事實も亦一因たらすんはあらす監獄官たる者は警察署よりの回答其意を得さるときは警部長に向け照會を遂け適正の處理あらんこと最も緊要のことなりとす記して以て當局者の參考に供す

●假出獄の恩典内地集治監拘禁徒刑囚に及ぶ

徒流刑囚は刑法第十七條同第二十條に依り島地に發遣すへきものにして其假出獄並に免幽閉も亦第二十一條第五十四條に依り島地にあらされは許可せられさるものゝ如しと雖も島地の位地は未た曾て規定せられたる者なし而して監獄則第一條第一項にて集治監は徒流刑及舊法懲役終身に處せられたる者を拘禁する所と規定しあるを以て内地集治監と雖も徒流刑囚を拘禁し得るや明かなれは必す北海道に發遣するを要せさる筈なり然れとも稍と刑法の成文に抵觸する嫌あるを以て是迄内地集治監に於ては假出獄を許されさりしやに傳聞せしも監獄則は憲法第七十六條

矯正図書館

に依り法律の効力あるものとの解釋に因る歟已に北海道集治監に拘禁せられたる徒刑囚にして滿期前に際せし者は内地集治監へ送還せられたる由なれは假出獄免幽閉の如きも自ら内地に於て許可し得ることゝなり乃ち内地集治監の拘禁徒刑囚も假出獄を許さるゝことゝなりしもの歟已に東京集治監にては三四名の假出獄を許されたるやに漏れ聞けり於是乎假出獄の恩典一般に普及し幸不幸なきに至れり吾人は場所に依り不幸を蒙ることなきに至りて治獄の公平を得るに至りたるを慶祝す

●上訴者の領置貨物を速送せよ

控訴上告を爲せし者就中控訴者は必す控訴院所在地の監獄に移さるゝに依り先以て護送せられて已に被移監獄に到着し數日經過するも其領置貨物の未た到着せさる爲めに種々上訴用の費用に差支へ拱手貨物の到着を待たさるを得す夫れか爲めに上訴者の不利益不便を感する場合多々なりとの情苦あり實際如何のものなるや各監皆然りと云はれ間數中には注意を加へ速達する樣に計はれ前陳の如き場合之れなかるへしと信すれとも萬一にも如此事實ありては甚だ不都合なり可成注意を加へ速かに先方の監獄に到達する樣取計はれんこと切望の至に堪へさるなり

●女監取締の教習法を設くへし

女監取締は女看守にして看守同樣なる職務に從事するものにして治獄の要領戒護の方法等を熟知せさるへからさるものたれは之れに教習を施して看守に對するか如き處遇を爲すの必要あり然るに女監取締に對して教習法の設けあるを聞かす（注意の屆き居る所にては設けあるへけれとも）宜しく速かに此教習並に練習法を實施し以て監獄の眞旨を貫徹普及せしめよ是れ亦監獄官吏養成の一手段なれはなり敢て勸告す

●看守教習に就て

看守教習規則標準は主務省より訓示しあるを以て各府縣に於ては之れヶ規則を設定して實施此に年あり此教習法實施後は良成績ありとは吾人の穩聞する處なり然るに何ろ圖らん未た此教習法を實施せさる處あるとは是は吾人の誤聞に屬するか知れされとも若し事實ならしめは驚入の外なく其緩慢なるを痛歎す夫は格別のことゝして已に本誌紙上に揭載し讀者諸君の參考に供したることあり則ち精勤證書を有する者幷に曾て看守長たりし者及ひ看守教習を卒業せし者に對する教習是れなり中には此者等には全然教習を廢して直に實務に從事せしむる處ありと聞けり此は教習の本旨を解せさるものと云はん假令へ精勤證書を有し又は曾て看守長たりし者と雖も罷役後年月を經過するあり又は他府縣の監獄に奉職せしあり其教習所卒業生に就ても亦然り之れに其年月經過間に於ける法令並に治獄の方針を教習知得せしめ又他府縣奉職の者には現府縣の規則習慣等を熟知せしむへき必要あり之れをしも其名にめでゝ教習を爲さゝるときは實務に服する上に左支右吾を生し或は囚情を害して治獄の要を失する場合なしとせさるへし唯其教習時間を短縮する一事に至ては實際の適否如何を斟酌し其宜しきに從ひ更に不都合なかるへしと雖全然教習を廢する義は斷して爲すへからず而して教習期を短縮して實務に服せしむる上は其當時より八圓俸を給し敢て二ケ月を待つに及はさるへし當局者再ひ記述することを爾り

●在監人の逃走報告

在監人の逃走報告方は去る明治十七年六月中に主務省より達せられ爾來此達により報告することゝなり居れり但三人以上共謀の場合にあらされは報告するに及はさりしが此度其報告方を改正せられ三人以上共に逃走したる時とありしを改め一人にても逃走の場合には報告すへきことゝせられたる由其改正の訓令は已に府縣へ達せられたるを以て府縣に於ては逃走せしめさる樣一層注意を加へらるゝに至りしやに云ふものありまさか訓令のために注意を加へらるゝに至りしと云ふことはこれなかるへし在監人を逃走せしむると云ふことは抑と監獄拘禁の主義目的を沮喪する義なれは假令へ報告方の改正なくとも拘禁の實を保持することには素より注意を加へられたるなるへし近年逃走者の人員を減少せし一事を以て見ても明かなり然るに報告の改正ありたることなれは此改正は單に注意を促すが爲めにあらずして逃走は監獄の一事變とも云ふへきものなるにより事休此の如くならさるへからさるに因るなるへし若し此改正の爲め一層逃走を減少し得る効果あらは是ろ物華の幸

矯正図書館

なり左は云へ戒護を嚴密にし逃走を防制することに尙は一層注意あらんことは社會の爲め又監獄の体面を保維する爲め最も望ましきとなり因に記す報告の時期は何れ内務省報告例改正のとき定められゝことゝ信すれとも夫れ迄の處は從前三人以上共に逃走せし時の報告と同樣に取計はれたらは可ならん

●大坂府監獄署の領置金拂帶

は本月七日の出來事にして同府監獄書記野上謹次は取扱主任なるか故に四人の領置金にして本金庫へ預け入るへき金額七百五拾圓を携帶せしめて金庫に至らしむる途中より逃亡し歸署せさりしに付典獄始め不審を起し直に人を走せて金庫へ預入れの有無を問合はしたるに一切預入なしとの答あり夫より本人の居宅を取調ふるに歸來らず愈々携帶の儘逃亡せしものと知れ直に逮捕の手續を爲し本人は本官を免じられたり其逃亡せし夕方預帖丈は郵便にて送り返へしたる由其郵便稅消印には神戸とありたるなれば神戸より郵便に付したるものと思はる但其踪跡を晦ますため一時神戸迄行きたるもの歟其後段々嚴索せられたるものと見へ日ならずして石川縣にて捕縛せられ現に四百七拾餘圓を所持し居り又三百圓は妻の兄へ預けありたる趣なり本件の如き主任書記にして不正の事を働く樣にては監獄にて醜聞の跡を絶つことは到底望み得へきことならさるへし監獄にて金錢上に關する不體裁事件續々發生するには面目次第もなきことなり此上は監獄にて現金を取扱はさることにするより外に豫防法なし就ては今後作業上の收入金等は納人に納入告知書を發して現金は府縣金庫に納めしめて其納證を監獄に所持せしむることゝし仕拂金は監獄より傳票を發し受金人をして直に府縣金庫に至りて受取らしむることゝし又在監人の工錢領置金にして本金庫へ預け入るへきものは其金額を府縣金庫に通知し府縣金庫より直に本金庫に納め入れしむることゝし而して府縣金庫より直に本金庫へ納入方に就ては豫め府縣金庫へ命令し命令書の一項となし其納入間に間違生せは府縣金庫の責任とし府縣金庫より賠償せしむるか如き事に爲しては如何官金窃取防制方に就て良法あらは教示を垂れよ大方諸君の教を待つ

●警視廳鍛冶橋監獄の騒擾顚末

鍛冶橋監獄拘置監第十九房（二階）に拘禁中の刑事被告人七名即ち持兇强盜犯山口與三郎原田豐次郎强盜犯渡邊音次郎齋藤孝太郎强盜及ひ窃盜囚徒逃走犯市川助次郎謀殺未遂犯齋藤甚吉私書僞造犯篠原房吉は刑期間餘罪發覺して拘置監へ一時拘禁せられたる者共にて山口與三郎原田豐次郎の兩名は有期徒十二年同十三年囚なり已に東京集治監に拘禁執行中の者なりし迚も一條繩では往かぬ惡漢共なれば看守等も平素最も戒心を加へつゝありたるなり然るに本月十三日午前九時過き同監房内俄かに暴行を始じめばちん〳〵がら〳〵と凄しき物音し窓の硝子を破壞し頻りに應援せよと疾呼し容易ならさる狀況なるを以て看守も駈け付け又看守長志村能明氏も房前に至りて頻りに制止するも肯んせず益々罵詈暴言し折柄窓下運動場に運動中の刑事被告人七八十人あり之を煽動する爲め應援せよと叫ひて止まず加之志村看守長へは尿糞を播き掛け中々鎭靜に至るへき模樣なきを見て志村看守長は此場を去り第二課長の處に至りて鎭壓方を協義せし趣の處熱湯を注射せよとの指揮を受け喞筒にて熱湯を注入せし趣の處房外格子の間より注入する事なれば皆筒先きを避け他の僻偶に寄るにより更に其効なし依て内山看守は指揮を受け房内に入り鎭制せんとせしに房内には疊を上け之を戸扉に當て容易に房内に入ること能はさらしむることになし仍て之をこじ明け其空隙より房内に入りしに暴行者は己に流し板便器等を破壞し得物を作り居り之を以て内山看守に打掛り又一人は尿糞を浴びせ掛け少しくひるむ處に附け入り同看守の睾丸を握り殆んど絶息せしめたり此有樣を見て大木西川の兩名は猶豫すへきにあらず直に房内に入て一面内山看守を救護し一面は防制したれば愈々劇しく抵抗し各々得物を以て亂打するにより止むなく拔劍を以て當り合ひ終に七人の内六人を斬り漸く鎭制するを得たり六人の内三人は負傷の爲め即日死亡し一人は從順にて抵抗せさりしか爲め徽傷だに蒙らさりしとの事なり此變報を得て撿事及豫審判事は現場に臨場撿證し此騒擾に關係せし看守四名は拘引せられたり此騒擾の原因は未た確然せさるも聞く所に依れば其二日前同房内にて硝子の破片將基の駒樣のものありたるを以て看守は嚴重に取調へを爲したるに何れも口を箝して答へす看守は方便として斯く剛情なる上は減食を申付くるそと言放ちたることありしが之を悦ばさる在房者は

矯正図書館

一と亂暴せんと云ひたるとか聞けば或は此等も此椿事の一原因なるへき歟目下豫審中なるを以て判決の上は何れ事實の判明することなるへし其時は又々本誌にも記載すへしと雖も一寸聞き込みし儘不取敢此に記述して讀者諸君に報導す

●看守給與品

は金額を定めて代價渡とし各自をして隨意に調製せしむる向もありと聞く中には服裝を始とし悉皆かくするあり（最早今日は大抵此方法を採る所なかるへし）靴手套肌着足袋に限り云かるあり金額も一定せす低廉なるあり不廉なるあり殆と各地各別の姿なるか概して代價の實費より低きを通例とするか如し是れ恐くは給與の本旨に背くならんを原來服裝諸具を給與するは整齊を要するか故なるへし然るに各自をして購買せしむれは勢區々不同を免れさるなり況や實際購買し得へからさる程の低き金額とするに於ては益々其旨趣を領解すへからさるをや若し代價渡にて差支なきものとすれは是は整齊を要するか爲めにあらすして俸給の不足を補ふか爲めに助成金を給與するか如き姿となるにあらすや希くは悉皆現品を以て給與することに改めらるゝ樣一時も速に取計はれんことを

●刑期に關する疑義

刑期計算上の疑義に關する議論頗る多きとにて我紙上にも屢々登載するとあるか本來刑の執行は檢事の任に屬すれは假に檢事の指揮に誤謬ありて監獄の見解正當なるとありとするも若し監獄に於て檢事の指揮に違ひたる擧措あらんには乃法律上背法の行爲たるを免かるへからさるへし故に監獄に於ても固より研究するを要するとは言を須たされとも一方に於ては檢事の指揮を輕視せす議論は兎に角實際は指揮に遵由して行動すへきと勿論の談なるへし但し誤謬と心付きたる上は一應檢事に照會すへきとは勿論なるへし但し誤謬と心付きたる上は一應檢事に照會すへきとは勿論なるへし然るを典獄は檢事の指揮通り執行せは實なしとて敢て顧みさるが如き事あるは職務の本旨を得たるものならす典獄たりとて違法違式の指揮に從ふへき義務なし若然らすして我れ關せすときめ込むときは同しく不注意の責を分たさるへからさるとならん言ふまてもなき事柄なから聊か感する所ありて一言す

●帽日覆

は看守長看守とも現今長く背部に垂るゝものなり（十九年内務省令第二十號圖式に由り）是は勤務中風の爲めに下端を顏面に吹きつけられ頗る不便にもあり且殊に不体裁なれは最近の機會に改正せられんとを敢て要望す外見は如何樣にても可なりとは言はゝ言へ此日覆の長々云きは何となく其人の弱々しきやうに見ゆるものなり

●看守勤務法

に就ては二十四時間繼續の舊制に後せんとを主張し既に本誌に登載せよとて投寄せられたる玉稿もありたれとも實際施行して數年若くは數月の經驗を積みて彌々不利不適當なりと斷定せられたりと認むへき的確なる論文を拜見せされは記者は大に惑ふ所なかるへからす就ては利害得失の何れを問はす實驗上の御高說ある向は續々御懷抱を洩されんとを希望す是は獄事に取りては一大問題なれは多少の筆勞を吝み玉ふと勿れ

●眩燈

とは奇異なる名稱の如しと雖其光は人目を眩するはかりなれはかく名つくるも不當ならさるへきか殊更是迄適當の名稱を聞きも及はす大抵提燈などゝ稱へ來れるとなれは玆に新名を命したる緣由を畧言して置て監房内外に充分なる燈火の設備あれは格別我國に於ては未た遺憾なから右樣の監獄絕無ともいふへき現況なるに由り一般に夜間巡行の際眩燈を携帶するを例とせり然るに小形のものは火光不滿足又火光稍々滿足なれは大形にして不便なるに由り先適當の品はなしと謂ふも差支なかるへし就ては近來益と改良を加へて漸次廉價且輕便なるに至りたる携帶電燈を採用しては如何これこそ眞に眩燈の名に負かさるへけれチト監獄にも文明の利器を採用したきと希ふまゝ大方に向て敢て勸告す

●運搬し得へき獄舍

昔者は刑事被告人を拘禁するの獄舍あるのみにして行刑獄なるものは近世の生産物なると何人も熟知する所なり就ては獄舍狹隘にして若し罪囚頓に增加す

矯正図書館

るか如き場合あれは頗る困頓の狀ありしとならんか茲に珍奇なる一話あり千五百八十三年六月十一日の日付にてナッサウのヨハン伯より發したる布達を見るに城市部落の獄舍狹隘を告け他所より四人を送附し來る毎に吏員の手數大方ならす爲めに其他の重要なる事務を放擲するに至れり之に由りて必要の場合には他所に運搬し得へき檻欄の如き木造の獄舍若干を速に構造すへきとを命す云々とあり必要に由り運送し得へき獄舍とは面白き意匠にあらすや

●食物養價に就て

前號紙面北海道集治監食物養價比較表を一見して頗る驚喜の思ひをなしたり若し眞に通常監獄食糧にして衞生局調査の保健食料にも優る養價を有する者とすれは實に結構なれとも北海道はいさ知らす我國の過半にては今日の食費額を以て到底企及すへからさるとなるへし然れとも監獄にては種々の理由よりして食物を成るへく佳良にするの必要あるとなれは代價は低廉にして養價の饒多なる食品を求めさるへからす其際北海道集治監にてかゝる良好の成績を收められたる食品の名目を開知して參考に供すれは其利益甚た廣大なるへけれは希くは獻立の詳細をも報道ありて一般の四人をして普く其惠に依らしめられたしと某熱心家より來翰ありたり由りて其梗概を揭けて茲に紹介すると爾り

●蜂巢に關する酷刑

ブランデンブルヒ公の千六百五十七年を以てポーレン國より封領せるラウエンブルヒ及ヒュトヴ地方には蜜蜂の飼養盛行せるか之を保護せんとて嚴重否苛刻なる法制を其以前より存せりと云ふ產蜂令第十六條に曰恣に他人の蜂巢に登り又は窃に之を盜み取る者は毫末も假借せす絞罪に處すと而して蜂巢は森林中隔離する樹上に設置せりと云へり左の一條は一層嚴酷なりし也曰自己又は他人の蜂巢を全く取り卸す者は毫末も假借せす獄丁に交付し臟腑を被害の松樹に纏付し後に絞首せ玄むと嗚呼甚ひ哉嚴法酷律の遂には制法の本旨を逸し產蜂を保護せんとするの極其飼養主に對しても死刑を科せんとするに至ると世の法制の任に當る者は細心する所なかるへからさるなり其他の較々輕き違犯に對しても死刑を適用し極徵の罪に至りては罰金又は麥酒の沒收を規定せり

●監獄内の服務紀律勵行に就て

官吏服務紀律なるものは苟くも公職に衣食するものは必す服行せさるへからさるは勿論なりと雖も就中直接に人民と交涉を要する官吏に在ては尙更服膺を怠るへからさること亦素より論を俟たさる所なり殊に監獄官吏の如き諸需要品購買に就き將た刑罰執行の手段即ち作業上複雜なる各種の材料を化して單純なる一個の物品を作出する所に在つては最も此服務紀律の勵行せられんこと吾人の平素希望して止まさる所なり從來監獄官吏の汚行醜聞は往々耳にする所なれは世人も亦大に注目する所となれり是れも亦監獄改良の一着歩と見て可ならんか從來世人か監獄に關する思想は實に冷々淡々にして現に自から監獄費を支出し居なから其費途は如何なる所に支拂ひ又其監獄の作業は如何なる業を爲せるやを知らさるもの多々皆是れなり然れは其官吏の内に私行あるも相互に瀰縫し了せしもの未た曾て是なしとは斷言し能はさるなり然れとも輓近に至りては地方議會は常に傍より之を監視するあれは其私曲なきこと吾人の信して疑はさる所なりと雖も又監獄官吏相互に反省せさるへからさる儀なりと信し聊か服務紀律の勵行を望むこと爾り

●監獄官吏は監獄製品を購得せさることにしたし

監獄官吏就中製造及製品販賣の任にある當局者は監獄製品を購買せさることにせられたし好し全く購買を許さゝる迄も可成之を避くるを要す右等の當局者は如何に公平を保ち廉潔を是れ守ると雖も或は他人の疑訝を招くことあらんことを慮らさるへらす最も何れの監獄と雖も注文の順序及ひ作成品販賣の規定あるへしと雖も此順序及ひ規定は當局者及典獄其他の上長なる人の爲めには無効視せられ無視せらるゝこと多し故に從來數多の監獄に於ては注文主の名前は決して役囚に知らしめさることゝなせり是れ至極尤の次第と云ふへし若し之に反し此品は典獄の注文なり此物は某々看守長の所望なりとの事を囚徒に知らしむることありとせんか彼れ等役囚は平素監獄官吏の鼻息を窺ひ一顰一笑も尙且之を注視しつゝあるものなれは尙更に官吏の意を向へん爲め鄭重に鄭重を加へ又其先後をも頓着せす功名の手柄を爲さんこ

矯正図書館

とを勉むること必然なりと云ふへし故に是等は最も作業當局者の配意せさるへからさる點なりと云ふへし然り其注文主の名前を知らしめさることゝするも當局者其人にして又右等上官の意を向ふる等の傾向なしとも未た遽かに信すへからさるなり然るにも不拘或る監署に在つては典獄自から右等の弊害を豫防せん爲め製出の順序は必らす注文月日の順序に依らさるへかす注文主の名前は當局者堅く秘して決して囚徒に知らしむへからすと訓諭し置きなから得手勝手にも此品は至急入用に付當日又は次日内に製作せしむへし此器は何誰（典獄其他の知已の人と知れ）の取次品なり可成入念し製造を急かしむるへし抔典獄其人の口より出すへからさる語を發し敢て或は愧つることなきは予輩の日々耳聞せし所なり之を受次きし當局者又其意を畏み不識不知役囚にまて其注文主の名前を覺へらるゝに至るは免かれ能はさるの數と云ふへし是れ等は實に監獄當局者の戒愼せさるへからさる點なりとす故に吾人は右等の弊害と瑕瑾とを矯正せん爲め監獄官吏は監獄製品を購買せしめさることの方針を採られんこと否可成各自か自から此疑念を避くるの念を保持せさるへからすと信す敢て當局者諸君に勸告す

●宮城集治監の機織業

監獄作業の内機織業は幅強なる壯丁男囚には適當の業なりと云ふ能はすと雖も又使役囚員の割合に廣濶なる工場及ひ多額なる材料費を要すと云ふと雖も又強ち擯斥すへき作業にあらさるを信す予輩此頃宮城集治監の機織工業の實況を聞くに大に其見るへきあるを稔聞せり傳聞の儘を左に掲けて讀者の參考に資せんとす幸に之を諒せよ

同集治監に於ける機織工の創設は遠く其以前にありと雖も同作業の盛大に至りしは實に一昨年來の近きにあり而して最初は囚人に貸與せらるへき藍色木綿を織出せしに過きすと雖も一昨年來殊に昨廿六年の春頃より漸次盛大に趣き昨今に至りては大に其使役囚員を增加し官司業諸負業を併算すれは八九十名乃至百餘名の多囚を該業に從事せしむるに至れり而して一昨年來の經過を摘記せんに當初官工として獄衣を織出せしに過きさりしも追々授業手其人の熱心に囚徒を誘道せらるゝと共に役囚も次第に熟練するに至り地方當業者の請願を許容し木綿縮を織出せしを者に傭役を許すことゝなり傭主及ひ當局者に於て孜々拮据勉勵益々斯業の發達進歩を謀れり實に美事と云ふへし而して收入賃錢の如き決して拙なきにあらす從來の經驗に由れは一囚一日平均拾錢内外の工錢を得るの割合となれり依之觀之は該業を以て監獄作業と爲す決して其不適を顧慮するの處なきのみならす先きに擯斥したる理由は烟散霧消して今日は却て其適當の業なることを信するに至れりと右は唯傳聞の大要に過きすと雖も大に以て讀者に報道するの價値ありと信し敢て物することゝ爾り

附言化學染應用の如き同地方に於て未た他に創始する者のなき今日なれは請負者の如き大に囑望して措かさる所なりと云ふ右等こそ眞に斯道の熱心にして刑余者をして業を得せしめ役囚は勿論大に社會を利するの最良方便なるへしと云ふへし

寄書

●威嚴

泣唱生

衆を率ふるには威嚴を以て主要とす若し之を缺かんか如何なる嚴酷律も以て爲すなきなり威嚴の根據は信用に外ならす故に世人は往々威

矯正図書館

慣と言ふとあり是れ威嚴と信用とを合得するものなり

監獄は衆多の囚人を收慴する所なり而して囚人を威服する爲めに又多數の吏員を置けり此等吏員及囚人を統制するには威嚴及信用なかるべからず而して威信を保持するの途二あり法規の朝令暮改を戒め且官吏の勉免黽勉を慎むと是なり朝三暮四の弊や諺人を誑て法規を遵守せしむると能はす如何となれば今に復た改さらんと思ひて自ら之を輕視すればなり屢々官吏を易ふるの害や長く其職に在るへからさるを察して之に服從する念薄きを免かれさるなり是を以て一日設定したる法規は容易に變更すへからす官吏も成るへく久く其職に居らしむへし然れはとて惡法又は無能者と知りて之を存置するとあるへからす故に法規なり官吏なり能く其始を愼重にして屢々變易するか如きことなきを期すへしと雖も感する所あり記して記者足下の案下に寄す

●監獄の改良

靜岡　平田嘉兵衛

獄舍の改造は監獄の改良なるか紀律の勵行は監獄の改良なるか身分帳簿の施行は監獄の改良なるか將た監獄費を國庫支辨に移付するの政策は果て監獄の改良なるか、余輩は信す右等は畢竟監獄改良の手段方法にして改良なる結果に到達する材料の施設に過ぎさることを、未た之を以て改良の能事畢れりと謂ふを得す換言すれは右等の施設は只機かに監獄改良の事端を啓きたるものにして眞正なる改良は尚ほ前途遼遠の中にありと云はさるへからす、蓋し現時監獄社會の狀況は專ら物質的の改良に汲々として未た精神的改良の域に到達せされはなり、然るに世人動もすれは輒ち物質的改良を目して直ちに改良の能事畢りたる者の如く思惟して窃かに得々たるか如き狀況の存するは余輩の聊か慨歎たらさる所なり、抑も物質的改良は現實有形のものなるを以て一見其措置の美にして且つ効能の偉大なるか如き觀を呈するは擧竟吾人が事物を判斷する順序に於て思想の先着するものたれはなり從て世人か此順序に違逆して改良の醍醐を云々するは深く之を咎むるに及はすと雖も而かも改良の歩武を是こに停めて其實果を得るの手段を思はさるは所謂實の持腐りに異ならさるを知らんや、何となれは改良の武器を備ふるも進化の戰場に勝利を博するの覺悟なくんは武器も一片の玩弄物たるに終れはなり、余輩近時監獄社會の狀況を觀且つ將來を思ふ毎に未た痛嘆せすんはあらす

然は乃ち余輩の所謂精神的改良とは如何曰く物質的改良の材料を利用して其効果を收むる所の人是なり、余輩は監獄社會に清々たる材能の網羅するを疑はす然れとも社會の進化は多士の材能に打勝ちて遂に駢進する能はさる機會あらんかを恐る、余輩又監獄社會に今日の進化に不適當なる人物あるを聞かす然れとも翻て事業の蹟を洞觀すれは轉た感慨なき能はす、蓋し當局者の心裡は物質的の改良に忙はしくして未た精神的改良の端緒に就くの遑なしとは云はんか余輩の寡聞未た斯る狀態あるを聞かす而かも未た其實を見す抑も亦余輩不敏の致す所なるか二十六年勅令第百十五號の結果は看守の俸給を豐かにし以て益其任職の重きを覺悟せしめ、仝年勅令第百八十五號の結果は從前の備員を一て一躍書記に昇任せしめ以て益斯事業の發達を促すの政策を採れり、事蹟より一般政策の然らしむる所とは云へ又以て監獄の改良を一て相當の材能に任するの事跡を知るに足らす、而て政府は斯く一方に向て運轉者の材能を希望すると同時に之れに負擔せしむる事務の材料を改良一兩々相俟て眞正改良の實を舉けんとを期せり、一般制度の改良は申すに及はす苟も斯事業の消長に關するものは細微の點まで着々改良の方案を示定し敢て聞然する所なきものゝ如し、然るに聽て實務者の側面を見るに只形式的に之を施設し未た實質的に其利用を爲すの方案を講ること百尺竿頭一歩を進めんとするもの少なしとせす、固より道路の傳說に過きすと云へとも抑も余輩をして精神的改良を疾呼せしむるの原因豈に是こに胚胎するなきを得んや

斯業者余を難して曰く足下か所謂精神的改良とは甚た漠然たるものにあらすや何となれは之を改良すへき一定の手段を言はされはなり、余輩は答へて曰はんとす監獄事務を運轉する相當の能力を養成すへし而て其方法は諸君か熟覺する實務に就き仮納的に研究すると同時に一般理論の本源を討究するにあり、若夫其所見の疑問に至りては本誌に寄稿して大方の教示を待つへきのみ、本誌記者は斯る希望を滿足せしむる爲め我邦監獄社會の殺闘をふり指南車となり聊か社會に盡すの覺悟を以て自ら任するは余輩諸君の夙に認了する所ならすや　諸君幸に勉焉

●炭坑事業に囚徒を使役するの可否に付て

武甲峯望生

去月の貴會雑誌に三池下里生なる名義を以てせる某法學士の所說あり讀下嘖々繁緊止するを得す因て聊か反對的の一書を輯て投す貴紙余白を吝むなくんは幸甚不過之

某法學士第二段の所說の要領に曰く石炭は文明の利器にして一日も欠くへからす而て採掘上人力以外に擔當の器械なき限りは是非とも人力に藉らさるを得す然れも此業たる衛生に害あり人身に危險あるを以て通常人を使役するは忍ひさる所なりと雖も囚徒は之を使役するも何ら厭ふ所にあらすと斷言せり生は眞に其亂暴論に寒心せりろも刑罰を付するは以所の要は囚徒を虐遇死するも尚可なりと云ふにあらさるへし暫ち少くとも其惡意を改め善心に遷らしむるにあり國家は如此不良民を改遷せしむるの責任あるも決して虐待苛遇するの權利なきなり否な寧ろ良民たらしむるの義務あるものなりして然らは囚徒をして未た改遷せしめさる以上は國家は其義務の一部を果さゝるものと云はさるへからさるなり

必竟如此亂暴論者のあるか故に獄治改良論も必要となるなり良民は自由あり故に險易自ら撰擇するの自由ありて而て其險難に當る固より國家の干涉すへき限りにあらすと雖も毫も自由なき加かも殆んと死せる囚徒をして如此恐るへき事業に使役するは實に識者の爲すを欲せさる所なり君見すや北海道に於ける囚徒使役の慘憺なるを同道か彼の採炭業に使役するか爲めに囚徒の死傷せるもの十六年以降五萬有餘の多きにあらすや已れに針して而て其痛痒を感するもの必すや某法學士の如き亂暴論に首肯せさるへし某法學士なるもの尚設あらは更に拜聽せん

●監房内の貯水は飲用に供するものにあらさる乎

如夢居士

監獄則施行細則第六十五條監房常置の器具中に貯水器あり又同則第三四項に貯水を濫用すへからすとあれとも之れか使用のことについて規定なきを以て或ひ飲用に供するものなりと云ふ者あり我輩ハ全く反對にて貯水は通常飲用に供すへきものにあらすと思料す然らは如何に使用すへきものなるかと云ふに貯水は毎朝舍擦をなし或は便所に行きたるとき手を洗ひ或は監房の雜巾掛けに用ふる等の類に使用するものなりと思ふ若し之を飲用に供するとせは健康に害なき能はす況や夏季に於てをや

夫れ在監人は撿束を受くる身分なるを以て隨時飲食を爲さしむへきも

矯正図書館

のにあらずされは三食の飯料には湯を與ふるを以て其間には飲用すへきものにあらず若し病氣等の爲め飲料を要するときは其時々湯若くは水を與へよ

勿論貯水の飲用を禁するも或は密かに飲用するやも難計併しなから飲用を禁したるものを濫用せは看守は之を制止し或は懲罰せらるへしと雖とも若し飲用を禁したるものにあらすとせは看守に於て飲用を制すへきにあらす

右使用方の解釋如何に因り取締上及在監人の健康上に影響せり故に我獄は通常飲用を禁すへきものと斷言す實際家諸君以て如何となす

●洋々散士に答ふ

岳々道人

洋々散士なる論者あり監獄雑誌第五號に於て質疑を題して刑事被告人竊盜罪にて重禁錮一ケ年に處せられたり而して其言告を受け終て公判廷より逃走したりその事實に對し右逃走罪は未決囚の逃走を以て論すへきや將た既決囚の逃走を以て論すへきやその二點に付質疑せられたり予等聊か愚見を左に開陳して答辯に換へんとす

本問に就ては疑ひもなく現に宣告せられたる重禁錮一年刑の確定となるや否やの結果に依て其逃走罪の如何を論じて可なり故に右重禁錮一年刑の確定となる時きは刑法第百四十二條に依り已決囚の逃走を以て論し又後日本犯既決の上故障又は控訴をなすの場合に在つては前期即ち重禁錮一年刑は未た確定せさるものなるを以て未決囚の逃走を以て論し第百四十四條に依り處斷して可なり若し又強て右逃走罪に對し缺席判決を與へんとならは已決囚の逃走を以て甲設に從ふの外なかるへきなり然れとも甲設の理由に至つては予輩は之に承服する能はさるなり何となれは若し果して未決囚の逃走と一般罪俱發の例に照して輕く又は等きときは之れを論せす重きときは更に論して通算するてさいせは「未確定者は常に逃走の念を生し惡漢者は喜んで逃走罪を犯すに至らん」云々と云ふか如きは漫言も又甚しと云ふへし若し果して論者か云ふ如くせは刑法は何か爲めに第百四十四條の但書を設けたる尚之を數衍すれは法律は未確定者即ち刑事被告人に對し逃走を勸奨するものなりと云はさるを得さんに至り獨り本問の未確定者に止まらす總ての刑事被告人に對しても甲論者か憂ふる如き犯愛は免れ能はさるなり又甲設に曰く第百四十四條の但書に原犯の罪を判決する時云々とあり既に判決を經たる未決囚に對し更に前犯の罪を判決する時と規定し能はさるなりと云ふと雖とも是れ又淺薄の見解と云ふへきなり何となれは甲論者か云ふ如く判決を經たる未決囚徒（即ち純然たる未決囚徒）にあらすや左れは此判決に對し控訴又は故障を爲すの餘地あり原犯の罪を更に判決するの機會あるにあらすや

要するに刑法第百四十二條の已決囚の逃走罪は現に確定の判決を經たる罪に對し再犯を以て論するの主意にあらす（次條第百四十三條）一個特立の犯罪として其刑罰を想定したるものなれとも未決囚の逃走罪に對しては被告人の利益の爲め原犯即ち現に拘留を受けつゝある犯罪と相比較し數罪俱發の例に係るへきことを想定したるは（第百四十四條但書）に過きされは法語に所謂正當に據成したる裁判所の判決は正當なりと推測すその原則に依り他日受刑者か又對の申立（即ち故障又は控訴）を爲す迄は判決の確定を停止するに過きさるものと一法律は之を既に判決を經たるものと見做し本問事實に對し已決囚の逃走を以て論する敢て不可なきを信す聞者以て如何となす

●囚人看讀の書籍は監署に具備するもの

たる可し

北海道　工藤　夏

監獄則第三十二條第二項に曰く囚人及懲治人書籍を看んと請ふときは修身宗教教育及營業に必要るるものに限り之を許すと盖し囚人をして書籍の看讀を許す所以のもの他なし彼れをして典獄の訓諭教誨師の說法に依り改悔したる處の智德の萌芽を培養發育せしめ沈思熟慮反正悔悟する所あらしめんか爲めなり蓋し書籍は監獄に具備し各個人の体狀に從て貸與するの方針を取らさるへからす斯く言はゝ議者は將に評して曰はんとす監獄は學校にあらすと又言はん監獄則第三十二條第二項は一ハ囚人入監の際携有したる書籍にて入監後其領置の方を看讀せんと請ひたる場合には領置の金員（工錢をも併せ）を以て購讀するを請ひたる場合の處分方を規定したるものにして監獄に具備し之を貸與するの方法を指定したるものにあらす之れ該條の文理より然るものにして況んや修身宗教教育及營業に關する書籍にして一々囚人の情願を入るゝに足るの書籍を具備するをせん乎限りある經費の幷さゝるを如何せんと識者の論旨をして誹り來れは囚人にして入監の際携有し領置したる書籍あり又領置金ある者に限り書籍看讀の惠に浴するを得へしと雖とも其以外のものに至ては之れに浴する能はさるも

のと歸結せさるへからず豈に夫れ行刑の本旨ならんや

嗚呼各人の思考する處其面の異なるか如く一途に出てさるは理勢の然らしむる處にして惟むに足らす吾人敢て咎めすや然れとも議者は領置書籍の看讀を許可するの規定なりと言ふは可なり又領置金（入監の際の携有金）を以て購讀を許否するものなりと論するは宜なりと雖とも領置の工錢を以て書籍の購讀を許否するものなりと言ふか如きに至ては吾人不肖にして其可なるを闡明する能はさるなり

嘘領置工錢は果して何者ぞ簡言せは囚人か出獄後生業を營爲するの資本に供せしむるものなり又囚人か多年獄裏に呻吟し爲めに愛日の親友と恃みしものも今は早く已に碌遠の客となり憐を隣人に請ふも難忍の身となりしを以て出獄後生業を得んとするも容易に得可からす此場合に於て其業を發見するに至るまての口糊の資料に供するものなく又囚人か出獄後歸鄉旅費等に充用せしむるものなり而して今囚人か得る處のもの幾千なるやを推知せんにおよそ都鄙の區別に依り工錢の料定一定ならさるへしと雖とも如何に監獄作業法の進歩したる處なりとは言へ一囚平均一ケ月五拾錢一ケ年合計六圓の上に出つるものあらさるへし而るに此の内より或は時に父母妻子の扶助又は亡者の回向料をして送くる場合もあらん郵稅を拂ふ場合もあらん役業奬勵の爲めには食物購與する場合もあらん然るときは十ケ年服役したるものとするも尚且つ僅少なるへし然るを教誨的の意味をも含有する看讀書籍を工錢を以て購讀せしむるは工錢給與の旨趣ならんや

終に臨んで一言す給與工錢は恩惠的の賜與に屬するものにして直接囚人の手に落ちさる已上は囚人に所有權なきなり之を以て監獄則第六十二條に記して曰く云々工錢を以て食物を購ひ之を給するときを得と（監則第廿八條に於て刑事被告人自費（即ち携有金）を以て食物を購求せんと請ふときは之を許すとあり）獄則上工錢を以て

矯正図書館

するものは特更に講ひ之を給するとを得ざ全然其區別を爲せり之れ給與工錢は恩賞に出つるものにして其重んずへきものたるを感知せしむる好證の一ツにて目せさる可からす斯かるものにも拘らす書籍講讀の一段に至りては之を購はんとするものは之を購ひ之を讀はさらんとするものは勝はせすと囚人か意の欲する處に一任せん乎囚人は工錢の恩惠たる可きてとを忘れて自己の物品を使用するか如きの感念を抱持するに至る可一之れ一小些事なるか如くと雖とも紀律上最嚴正にせさる可からさる處なりとす故に給與工錢の重んす可きものたるは九鼎大呂の重きより尚は重きものたることを觀念せしめさるへからす之れ工錢を以て書籍看讀の不可を唱へ看讀書籍は監獄に具備すへきものたるを缺する所以なり記して以て敎を明達の士に乞ふ

●答山形市愛獄生　三池宇宙外居士

凡う看守の職務及看守を目するにあらゆる嘉名台稱を以せさるなし而て其位置と其待遇とは常に最下層に在り其勞働は非常に重くして其惱力を費す決して少量に在らす如斯緊要の職に在り如斯至難の責務を負ふの看守なりとせは其待遇位置は兎に角其慰勞の法は適當に之を設け之を安寧するの道なかる可らす然るに目今の形勢を見るに事務の煩激を加ふるにも係らす其慰安の法に至ては依然として舊態を墨守せり是れ現今の一大欠點にして爲め看守を得る能はす從て獄務改良に至大の影響を及せり故に惑る點に付ては余輩と雖も論者と同感なりとす然れとも論者の如く二十四時間勤務法を以て其勞逸を償ひ其改良の手段となすか如きは決して贊同する能はるさる所なり況んや其本末を轉倒せるのみならす論旨錯雜せるに於てをや

試今に論者に問はん二十四時間勤務と十二時間勤務と何れか勞多きや

論者と雖も長時間丈け勞多しと云はん曰く然らは疲勞多き職務に服する者と比較的疲勞少き職に服する者と何れか運働活潑執務敏活なるや論者必らす比較的の疲勞少き職に服する者は其の多き職に服する者あり運働活潑執務敏活なるを稱せん然らは即ち知る可一隔日勤務法の非にして晝夜分勤法の善良なるを夫れ改良の事たる舊習を去り新善に就き障害を認めて之を除去するに外ならす已に其非を知る此を捨て彼を取る最も其法を得たりとせさる可らす論者安に舊制實施の當時不平なかりしの故を以て善法たるの證左となさんとす監獄幼稚時代の論評豈に參考にたもなすの價値あらんや然れとも分勤法は美は即ち美なり難も論者か言へる如く其疲勞を安養回復するの全地ならす只夫れ然り然るを一次點の故を以て最良の法を却けんとするは豈に改良家たる者の所爲ならんや況んや其欠點たる法の欠點にあらすして施行法其者の欠點なるに於ておや

大凡一利を起さんとすれは一害の伴隨するは理の當然にして企業者の常に覺悟す可きことなり如何にして改良すへきやは改良家の第一に思念すへき處にして如何にして伴隨の害を除去すへきやを思慮するは計設后第二の思念たらさる可からす論者は只に其害を列舉比較にして其害を除去するの術を講せす其利を較量して其多少を參照するの法を知らす論者は改良家にあらすして只一の苦情家なるのみ

論者曰く監獄改良は監獄其者の改良にして看守の勤務を改めさるも其改良に妨けなきなりと嗚呼之れ何の言ひや看守は獄務の基礎にして此基礎善良ならされは金科玉條も其用を爲さす論者は其基礎を捨てゝ他の改良法を取らんとす豈に本末輕重を知る者ならんや夫れ改良家たるものは常に其根抵に向て改良の眼を注かさる可らす若し夫れ本を忘れ末に及はんか所謂姑息手段にして決して十全の策にあらす論者何を以

て監獄の改良となすか今日の急務は看守の改良より先きなるはなし否看守勤務法の改良より先なるはなし

論者又曰く分勤法は事務不熟達の結果を來たすと夫れ事務の熟達は如何にして達するを得るか一月三十日就務するは一月十五日（隔日に）就務に從事すると何れか其効果を收むるを得るとなすか俚諺に曰く繪の餅より年の功と諺ふ理想に馳んより寧ろ實地に徵せよ

要之するに余は隔日勤務法よりも分勤法を善制となすものなり其事務熟達の點に付て該法ころ最も其効果多しとするものなり然れ共現今の施行方法は不完全にして論者の非難謂はれなきにあらす去迚只之を非難するのみにては何の効あらんや更に進んで其害を除くの法を講せさる可らす論者乞ふ再思せよ余聊か卑見あり他日之を詳論す可し

●看守勤務の方法は愛獄生の隔日說に贊成す　長野監獄　五六三　史

本誌第五卷第四號寄書欄内に於て山形市愛獄生こふ名義を以て晝夜分勤法の不可なるを辨じ隔日廿四時間勤務の復活を痛論せられたり而て其所論甚た深切にして底蘊を殘さす諄々乎として實際を穿てり彼の理論一片に偏せる浮薄論と同日の比にあらさるべきは更にも言はず蓋し分勤法の不可なるは生か輩に詳論せられたる如く故パツハー氏嶺拜蘭逃主義心酔者にあらさるよりは其の非ふるを知るへきなり況んや身看守の職に在りて朝な夕なに愚知を弄ほしつゝあるものにおや

抑看守の職たるや生か述べられたる如く實に國家的名譽の榮職にして決して昔時に於ける牢番の類にあらす從て世人の嫌厭せるか如き賤しむへき事業にあらさるへきは固より謂ふを要せすと雖も往々世の俗眼者流は或は看守を往時の牢番視するのみならす甚きに至ては下等勞働者にも尚ほ劣れるか如く誤認せるの徒なきにあらす畢竟彼等か輕んする所以のものは朝は未明に床を離なれ帶鍵匆々出勤時間に遑れさらんことを之力め夜は點燈漸く空辨常數個を抱へて戻るか如き等比較的に勞働多くして所得少きを想察するか爲ならん加之ふらす偶々險暇のあるあれは或は睡眠に或は体操に之か演習をも爲すへく又或は新聞に雜誌に其の他相當の自修を勉めもて社會の歩武に伴隨すへきの必要あり夫れ如此切り詰めたる時間なるを以て餘務毫もなく僅々たる就寢時間を引去れは他は全く勤務に服するの時間なるより心身共に疲勞一朝變事の起るあるも以て勇壯活潑の働を爲し得へき餘余輩の大に疑ふ所なり

若夫分勤法不可の要點と實地の狀況とは愛獄生か既に網羅せられたるより余輩か今更めて述ふるの必要なきのみならす抑て老婆の繰り事に類する譏りあるへけれは敢て贅せすと雖も要は絕對的に晝夜分勤法に反對一隔日勤務に改めんとするにあるのみ不肖余叨りに縣下同感者に代り不文を省みす玆に贅成の意を表し更に天下同意の子に訴ふ

●所感　在神奈川　碌々生

近頃漸く社會の風潮に促され監獄改良の呼聲高まらんとすは是に於てか職を監獄に奉するもの改良を企圖せさるものなし然れとも到る所多くは皮相的改良に過きすして其内部を洞見すれは依然舊體を存するもの猶々皆な是なり之を詰れは即ち曰く囚髮の久しきを急遽の間改良と遂くるを得す強て之を斷行せんか吏員の軌標を醸し其餘弊囚徒に及ひ改良を圖らさるに勝る弊害を見ん或は曰く監獄部内典獄を輔佐する人に乏しく到底急劇に斷行をなし得すと何ふ其言の自信に薄くして自棄の甚きや

矯正図書館

凡ソ物の改良を計畫ㇾ事の新設を企圖するも百難に逢ふも屈せず百障に屬するも撓まず自から信ずる處終始一貫之を直行ㇾ譏譽に關せず褒貶を顧みず一身を犧牲に供ㇾ蹶れて止むの決心なかる可らず況んや正理の存する所百難百障と雖とも碎蠹せられさるものあらんや之れ恰かも雲天紅を放てば百鬼跡を隱すと同ㇾく必竟邪は正に敵ㇾ得されはなり若ㇾ此底の決心なく譏毀を顧み褒貶を恐れ戰々事勿れ主義を懷抱せんか寧ろ改良を口にㇾ之れか企圖を試みさるに若かす何さなれは古來凡百玲瓏の主義を以て事物の改良新設を遂けたるものなければなり又監獄部内典獄を輔佐する其人に乏ㇾと云ふに至ては其逕を惱まさるを得す夫れ人には能あり不能あり万能に達するものなきと共に一の能事なきものも亦た之れあらす故に甲に長するものはしに達せすしに達するものは甲に長せす恰かも人々其顏面を異にするか如ㇾ依て此の能あり不能ある種々の人物をㇾて各其長する所達する處の技倆に應ㇾて事に當らㇾ以て其統轄者たるもの自から信する所を行ふに於ては惱髏の手足に於けるか如くㇾ意の如くならさるものあらんや若ㇾ之に反ㇾて等級の順序により事務の繁閑難易を撰ひて之に從事せㇾめ又行掛上より徒て其短所の事務に當らㇾめんか到底其目的を達する機なかる可ㇾ此の如くにㇾて尚ほ改良を望まんか之れ木に椅て魚を求むるさ何ぅ相違さんや

本誌第五巻第四號雜報欄内に三池集治監近況一班なる項あり之を一讀するに同監は從來種々の舊慣弊習ありㇾが當井典獄赴任以來日淺きにも拘らす早くも舊慣弊習を勦除ㇾ一大面目を改めつゝあり部下の吏員も舊來の習慣を釐革ㇾ詖肝を砕て氏を輔佐ㇾつゝありさ何ぅ此報の快絶なるや余輩は此記事を一讀するさ共に國家の爲め斯道の爲め祝賀せすㇾて可ならんや之れ則ち當井典獄か赴任以來百難に撓ます百障に屈せす改良を企圖ㇾ正理の向ふ所舊慣弊習其跡を隱すに至りㇾ結果に外ふらすさ雖も亦た氏か部下の吏員を御するに各々其能不能を識別ㇾ以て事に當らㇾめ指揮奬勵其宜ㇾきを得たるに據る之れ頗る余輩の同感を表する所にㇾて此の如き典獄ありて始めて監獄の改良期ㇾて待つ可きなり

余輩曾て當井氏に醫咳にせㇾ事なㇾさ雖とも其老練なる手腕を羨きに本縣警部長たるの當時に於て之を知る氏か警部長さㇾて本縣に在任中六百有餘の警察官吏を御するを見るに各々其長所を採んで事に從はㇾめ平生監督を密にㇾ紀律を正くㇾく且つ徳意なからㇾめん爲め時々直接若くは間接に其思想を鼓舞喚起ㇾ擒縱自在に驅動せㇾかは六百有餘の吏員各々競ふて其職を勵み秩序整然頗る良譜多ㇾ之れ必竟氏か統御の術に長ㇾたる所以にㇾて又氏の在任中市内に於ける盜難放火の如き著ㇾく其數を減ㇾたるは市民の今猶ほ德さする所なり以上の事實は余輩の數々を俟たす一度ひ本縣の統計を繙かは歷々徵す可きものあり夫れ此の如くㇾ氏は實に統御の術に長ㇾ且つ事に臨んで不屈不撓の氣象を有せり今日此の手腕を以て監獄改良に熱中す其結果間はすㇾて知る可きのみ宜なる哉三池集治監の近況大に其面目を改めつゝある事聊か所感を記ㇾて當路者の一粲に供す

●刑法附則第三十四條に所謂通算の文字は如何に之を解釋すへきや

如夢居士

曾て本誌上に其名を知りたる洋々散士は大日本監獄協會雜誌第七十一號に殘監視計算方に就きてㇾ題ㇾ大阪府監獄署の措置を非難ㇾ而ㇾて殘監視六月ある者再ひ罪を犯ㇾ更に六月の監視に附ㇾたる場合さ雖も第一　刑法附則第三十四條の前後の期限を通算するさは前後監視の中期間の長きものに充つる迄執行するさの意義なるや否

決　議

第一　刑法附則第三十四條に前後の期限を通算ㇾて監視を執行すへㇾさあるは前に言渡されたる監視の日數さ後に言渡されたる監視の日數を合算ㇾ其全回限間監視を執行すへきの趣旨なりさ

理由　刑法第百二條に前發の刑を以て後發の刑に通算すさあるは後發の刑期より前發の刑期を扣除するの趣旨なるを以て竟問者は刑法附則第三十四條中通算の文字に付疑を起ㇾたるものなるへㇾさ雖も再犯の罪に監視あるか爲め前後の監視中刑期の長きものゝみを執行ㇾ其短きものを執行せさるの理由なきに因り前顯の如く解釋せさるへからす

特別寄書

●再ひ請負作業の適否に就て

金城山人

予輩曾て本紙上を借り請負業は監獄作業に適せすとの議に就てさ題し一篇の蕪稿を草し讀者諸君の瀏覽に供したり而かも充分其意の盡さゝる所あり又禿筆の能くすへき所にあらされは世の識者の敎を請はんことを希望したり然るに幸にも金城散人なる論者あ

費後通算せは結局六ケ月の監視を執行せは可なりさ論決せられたり然れさも今日實際家に於ては數士の論に遽に其計算を誤る如き者は蓋ㇾ之れなかるへㇾさ雖も參考に司法省内訓を掲け六ケ敷論せられたるを以て大阪府監獄の辯護を爲す譯けにはあらされとも監獄社會の爲め我輩は玆に數士の誤解を正さんさ欲す

我監獄の當事者は今日數士の掲けたる司法省内訓を知らさる者はなかるへㇾされは此點に就ては贅辭を費すを要せす直ㇾ本論に入るへㇾ抑も設通算の文字は我刑法及刑法附則に往々之ありさ雖も皆同一の意義に解すへきものにあらす宜ㇾく前後を照應ㇾて其意義を推尋せさるへからす抑も通算の文字は普通の解釋にては通計合計さ云ふ如く加算の意味を有するものなり刑法附則第三十四條に所謂通算の文字も亦此の如く解釋するを以て正當なりさす

然るに刑法第百二條に規定する通算の文字は全く別義にて輕き刑は重き刑に汲收せらる故に重きものを執行ㇾて輕きものは之を執行せすさ言ふの意義に之を解釋せさるへからす他なㇾ前後の文言を推究ㇾて此に玆るものなり今數士の論文を見るに此刑法の解釋を以て直に附則第三十四條に寃着めんさ欲するものなれは無理なる解釋なりさ謂さるを得す論者文字にのみ拘泥ㇾて解釋を誤る勿れ尚安心の爲め法曹會の決議を左に附記すへㇾ數士は司法部内に在て之を知らさるか或は知て特更曲論を唱ふるものなる?

明治廿六年二月廿八日決議

一　刑法附則第三十四條に前後の期限を通算するさあるは前後に言渡されたる監視の日數を合算ㇾ其全期間監視を執行するの趣旨なりさの事

矯正図書館

り監獄雜誌第四卷第十號に於て滔々數千言予輩の蕪文に就て詳細なる垂示を辱ふせり予輩の幸福之に過きたるはなし然れとも未た全く散人か金玉の教に首肯する能はす是れ予輩の識能の足らさる所なるへしと雖も又聊か意見なき能はす冒瀆重ねて散人に教を請はんとす讀者幸に諒せよ

冒頭に散人及讀者諸君に一言せさるへからさることあり予輩か前論に所謂請負作業を以て監獄作業に適當なりと云ひしは散人か所謂總體請負作業に非らすして散人か語を藉て之を云へは其折衷請負を指したることと是れなり又散人は予輩か曾て其請負を可とする理由に事務員を要すること少數なりと云ふ語に由り其折衷作業にあらさることを推知せり云々と云はるれとも予輩の所謂事務員を要すること割合に少數なりと云ひしは官司業に於ける材料の購求及製作品に對する各種材料の仕拂即ち製品報告等歟からさる手數を要することなけれは隨て是等の事務を取扱ふ吏員を節畧することを得るとの意を指したるものに外ならす又强ち請負業ならさるへからすとは云はす比較的に官司業に於ける作業撰擇の困難及ひ監獄作業の內にして當局者の最も忌避する所の藁工其他之に類する語を替へて之を云へは監獄作業に最も制の惡しき官司業を强て爲さんよりは請負業の便且つ利益多きを唱道したるに過きす然るを散人は總體請負作業に伴ふ處の理由を採て以て予輩の前論を說破せられたるは予輩又慨なきにあらす故に聊か補遺の爲め左に散人の說に就て一言することゝなせり

散人か所謂請負業は自由刑執行の本旨に違へり監獄は罪民と相隔絕し刑罰の目的を達する別天地なり然るに請負業は此主旨に反し請負人並に其手代授業手を縱て監獄內を橫行せしむることなれは其事の自由刑の本旨に背戾するや勿論なり云々と縷々請負業を不可なりとする第一根據とせらるゝと雖も抑も請負業なれはとて絕對的に散人か云はるゝ如くせさるへからさる性質の者にもあらさるへく請負業とし云へは其業の利害は請負者の計算に立つへきものなることは素より當然なりと雖も監獄の紀律及ひ行刑の本旨を迄曲けて請負人の犧牲に供せさるへからすとせは夫れこそ實に奇怪千萬と云ふへし成程或場合に於ては請負人又は其代人をして囚人に直接せしむるを要する場合なきにあらさるへしと雖も是れ等は悉く常に許さゝるへからさる性質の者にあらさるのみならす若し稀有に之を許すことありと雖も當該官吏の之を監視するあり何すれそ不逞の事を容さんや何んそ又た授以て自由刑の本旨に背戾すると云ふを得んや又た授業手に就て云はんに請負業なれはとて何んそ必すしも請負人にのみ任免黜陟の權を放任するものにあらさるへく任免其他進退に就ては監獄か認めて以て許可したる者ならさるへからさるは勿論通常官司業に於ける官撰授業手と毫も異なる點あるを知らさるなり故に其任免は請負人の申立を聞いて之を進退して可なり否必らす然かくせさるへしと思惟す（最も辭令書は無報酬とし給料は請負人との間の私約に止めしむるを要す）又其分掌の如きも僅人分掌例既に之を規定せり左れは此分掌例の範圍內に於て其職務を奉せしむへきこと勿論なり故に其身分の如きは純然たる官吏とし官吏服務紀律を服行せしむへきこと素より論を俟たす且加ふに豫め服膺すへき事項を諭示し置き誓詞せしむるの注意を以てせは何の憂ふる所か之れあらん如斯說明し來れは散人か所謂第一の自由刑執行の本旨に悖るとの理由の如きは予輩か云ふ所の請負業を不可とするの價値なきを信す第二請負人の鼻息を窺はさるへからさることと及ひ第四監獄の吏員と請負者及其雇人との折合の面倒なることと第五の所謂請負者の保證金を放擲し破約する事等の場合に於ける自營作業の準備なきことを憂ふるか如きは何れも皆其謂れなきを信す依て之を辨するの要を見す而して第三の作業の指定上行刑の要件をも顧みす請負者の都合に依らさるへからすとの事の如きは無稽も又甚しと云ふへし凡そ或る種の作業に付き請負業を許可すると云ふに當つては先つ第一に研究を要すへきことは果して其業の刑罰執行上に如何なる影響を及ほすものなるやの事是れなり既に之れか研究を遂け其業の請負を許す以上は該請負業の適不適を論すへからさるは勿論作業指定の上に於ても決して論者か憂ふる如き齟强なる壯丁を驅て提灯製造の如き輕易なる業に使役するの要を見す如何に請負者は捌方の善き物品を多く製出せんことを欲するも當初の契約にして請負者の隨意なる役業に使役することを許すの意にあらさる以上は何すれそ以つて請負者の云かまに〳〵是れ從ふの愚を學ふに足らんや飽迄も個人的の關係を揭酌し刑罰執行の目的を貫徹せしめて可なり否何れの時何れの處とて請負者の隨意なる作業に從事せしむへしとの事を請負

監獄雜誌　第5巻 第6号
矯正図書館

者に許すの道理あらんや予輩は決して斯る無謀なる典獄なきことを信するか故に散人か云ふ如き理由を發見し能はさるなり

又予輩か前論に於て請負作業は材料費及び器械費を要すると少なき割合に多數の囚徒を使役し得るの便利ありと云ふに對し作業費は生産的の經費に屬す故に地方税支辨の監獄と雖も當局者にして議會の信用を有せんには必要の費額を支出し得さるの謂れなし行刑の一大眼目たる作業の大本を論するに方りては復た便不便を尺度とすへからすと云と雖も是れ皆理論に偏して當時の實際に當て箚まらさるを如何せん現今我國監獄の當局者は何れも皆議會の信任を得さるにや作業費の如き生産的の經費をさへ支出するに吝ならすして現に請負作業の方針を採れる地方の多きは散人か所謂理論必すしも實際に適合せさるあるを證するに餘りありとす又官司業の方針を採らるゝ地方に在ても其費用の全部を支出するの途なきより僅少なる作業費を置き變則的(繰返拂)支出を爲し漸く其瀰縫を爲せるに於てをや又以て散人の説の目下監獄社會に容れられさるを推知すへきなり識者以て如何となす金城散人再び垂示を惜むなくんは幸甚

監獄彙報

●東京市會の監獄費國庫支辨請願

東京市會は決議を以て先きに衆議院へ提出せる監獄費國庫支辨に關する請願書は左の如し亦以て輿論の趨勢を知るへきなり

●監獄費國庫支辨を望むの請願

謹て按するに凡そ國の典刑を以て罰せらるゝものは則國の罪囚たり國の罪囚に要する所の獄費は則國の負擔たらさるを得さるは固より當さに然るへき所にして條理炳焉更に一點の疑を存せす抑も明治十三年第四十八號布告を以て府縣監獄費を地方税支辨に屬せられたるは要するに國費を節して紙幣消却の元資を增加せられんが爲のみ其事固より變例に屬すと雖も當時國用多端にして一時此便宜に出づるの已むへからさるを知る爾來市民は布告の趣旨を遵守して獄費を支辨する玆に十有四年其間漸次增額を來たし本年度に至りては殆ど二十四萬圓の巨額に上れり區々たる一府市の力を以て此多額なる獄費を支辨す其負荷に堪へすして嘖々困難を訴ふると雖より其所なり此に於てか市會は去二十五年以來屢々我帝國議會に請願し其國庫支辨たらんことを望むも未だ之が目的を遂ぐる能はす然れども條理の許す限りは幾回か之を求めて止まらんとす願みれは市民日に疲癈の狀を現はすに及ん國庫年々餘財を存するの實あり之れ則ち市會が狀を具し監獄費國庫支辨の請願を爲す所以なりとす願くは本市萬衆の輿論を採納し自今國税を以て獄費を支辨するの議決あらんことを玆に市會の決議を以て護て請願候也(廿七年六月一日東京日日新聞)

●看守教習所設置　其筋にては兼てより同教習所を設置せんとの議ありしが今度彌よ設置の事に決定し近日の内教官其他の任命せる由其場所は未定なるも多分芝區愛宕下町なる愚衆教習所内なるべしと

(明治廿七年六月十日時事新報)

●總事正の監獄調査　大阪地方裁判所檢事正一瀬勇三郎氏は監獄改良熱心家なるか大阪府監獄署の如き大監獄殊に他府縣の模範ともなるへきものなるに之に對する亘細なる調査を遂けざりしものなきは遺憾なりとて從來全監獄を輕視せられしこと一再に止まらす此頃も又全監獄に向つて種々の調査方を照會せられたるやに聞く從來判檢事の監獄巡視は或は其周到を缺くやの憾なきにあらす余輩此報に接し大に我監獄改良の爲め慶賀すへきこゝと信す爾來此例に倣り判檢事諸君の監獄巡視の可成頻繁に能く其事情を觀察せられんことを希望するや切なり

●愛知縣監獄署の新移轉地　西二葉町の監獄署新築敷地さして買上げたる土地は陸軍省へ讓與するとさりとれも聽屬にては更らに愛知郡千種村に相して既決囚監獄署を爰に移すとに決定せし由なるが未決監は依然西二葉町の地方裁判所北隣なる植物園の桑園に新築する豫定なりと(明治廿七年五月五日名古屋市扶桑新聞)

●監獄費國庫支辨に關する建議書　帝國財政革新會か曩きに衆議院に贈呈したる全建議書は左記の通なりと

謹て白す國會開設以後年々國庫に數百萬圓の剩餘金ありと雖租税の輕減一も行はれさるを以て人民方に有害なる租税に苦み滯納處分を受る者年々百餘萬人に及び候は誠に憫然の至に御座候代議政の本旨は入を計りて出を爲すに之あり候は多額を要せさる義に付徒に剩餘金を國庫に保存するは代議政の本旨に背き候義と存候依て査定案に擧れたる千餘萬圓の剩餘金有之候に付何卒此金額を準さ一遂に有害なる租税を御免除相成政府をして再び剩餘金を濫用せしめさる樣御盡力被下度希望仕候也

明治廿五年度に於て左の如き滯納者有之候

一戸數割	一七〇、五七八戸
一營業税	二五、八四三戸
一雜種税	一六、〇六四戸
一車　税	一、五五七戸
一菓子税	一、〇三〇戸
一地　租	二七三戸
合計五十一萬五千三百六十五戸	

故に地租輕減地價修正の如きは最も不急の事業と被存候也

支辨案を通過し一戸數割を全廢するとは實に人民を塗炭に救ふ事に有之候

車税菓子税共に僅に六十萬圓内外にして此滯納あるは苛納する事明瞭に候

其他雜出税の義は實に物産の發達を妨害し我國をして常に諸外國の下に立たしむるものに有之候

右諸税の總額左の如し

一監獄費	二、七〇〇、〇〇〇圓
一車　税	五、六〇〇、〇〇〇圓
一菓子税	六〇〇、〇〇〇圓
一雜出税	一、八〇〇、〇〇〇圓
合計	五、七五〇、〇〇〇圓

一千餘萬圓の剩餘金有之内に於て五百七十五萬圓を減少致候義は容易の事と被存候地價修正論者と雖決して反對すへき理由無之と被存

係也匆々酸鼻（明治廿七年五月廿二日新朝野新聞）

●特赦復權に關する建議案　先きに第六議會に對し自由黨から提出したる特赦復權に關する建議案は左の如し

我黨が曾て專制政治の下に在り自由民權の論を唱ふるや常に政府の忌憚する所と爲り逆境に處し艱難を冒し慷慨悲憤の情溢れて身を忘れ命を投じ幽冥の境に陷りたる同志の士は少なからず死者之を如何んともする能はず然るに尚は生者にして當時擅て法律の罪人と爲り今や北海の絕域に竄せられ多年風霜の寒に叫び遠謫の役に服するあり即ち彼の加波山、靜岡、名古屋、浦和等の事變に連累せし所の者なり曩に國事犯者は憲法發布の盛典に際會して大赦の恩命を蒙りたりと雖ども彼等の罪名は私事犯なるを以て當時大赦の恩澤に浴するを得ず然れども彼等の心事を察すれば私慾私情の爲めに罪を犯したるに非らず其情誠に憐むべき者あり彼等は久く絕望の境に沈み心身共に斃へたるを以て終に疾を發し死に捄りたる者少からず尚ほ之を一て北海に在り寒威凜烈の候を過ごさしめん乎と始んど之れに耐ゆる能はざらんとす夫れ立憲政躰の大綱洽澤は固より聖天子の偉德に禀ると雖ども彼等が當時國に盡したる一片の赤誠は豈に消滅の功なしと謂んや然れども其罪ある者は　陛下特赦の恩命を仰ぐに非らずんは他に之を訴ふるの道ふし故に我黨は曾て之を上奏したりと雖ども直接に再び聖德を煩はし奉るは恐懼の至りに堪へず因て之を當局者に建議し其申請を經て彼等の爲めに特赦恩典を長訴す是れ本案の要旨なり云

●愛知出獄人保護會　は去る十八日十九日の兩日午后より演說會を開きたるに辯士は熱心に本會の趣意を講述せしかは滿堂の聽衆は大に感動して同時入會を申出たるもの續々見受けたりとの事是等は最も斯道の爲め可慶々々

●愛知縣監獄囚徒工業　全監獄署に於ける囚徒工業の種類は大工、桶、竹細工、傘工、鍛冶工、革細工、裁縫工、蓑細工、機織工、染工、製紙工、舂米工、鱗寸工、花莚工等にして就中多人數を使用するは蓑細工にて囚徒五百九人之れに次く者は製紙工にて囚徒三百五十人なり而して製紙は丸一會社土居伊太郎氏の注文に係る者にして尚擴張を圖らんとせり又た本年より新に始めたるは鱗寸花莚にて鱗寸は百倣會社の注文に係る囚徒百人を要したるも原料充分ならさるより此頃人員を減じ尚且中止せんとする模樣なり花莚は中山友治氏の注文に係り初め一二疊にて試驗せしめたるに頗る好結果を得たるを以て今日は尚ほ何れの監獄に於ても藁工に便役現品の多きは監獄作業の爲め喜ふへきことにあらすと雖も止むを得さるの現象と見るへし當局者諸君宜しく他に適當の作業を發見して藁工全廢の期あらんことを窃かに希望に堪へさるなり（明治廿七年六月二日高知市土陽新報）

●岡山縣官の古疵　岡山縣事件に就き千阪知事其他の縣官が罰俸の處分を受けたる事は已に通信者の電報あり前號に揭げたり今又其後報を聞るに右紛失金は去二十五年末誰が出したりとも知れず千五百餘圓の支拂請求書岡山縣廳に回送せられ縣廳にては夫々回覽の手續を畢りて其金を仕拂へるに精算の際帳簿と符合せず初めて此支拂の正當ならさりしことを發見したるを以て爾來嚴密詮議の上元監獄雇吏にして當時土木課員たる石原某外二名拘引されしこともありしが今回監督除漏の廉を以て知事は罰俸壹箇月に處せられたるなりと云ふ（明治廿七年六月十四日大阪朝日新聞）

米　米　米　米　米　米　米　米　米　米

矯正図書館

青山長格君編

華族鑑　全一册　定價金三拾五錢　郵稅四錢

本書ハ華族一般本年刻セラレタル新家ニ至ル諸卿ヲ網羅シ爵位ニ因テ順序ヲ定メ系譜、祿券高、官名、年齡、在所ハ華族會館及各卿邸ニ伺候シテ委シク調査ヲ遂ケタルモノナリ

米國史學、政治學博士パルジエツス氏著　日本室原重編君譯

政治學　第一編國家ノ部　全一册　定價金三拾錢　郵稅六錢

方今歐米ニ於ケル政治上ノ學說ハ駸々乎トシテ日ニ其歩ヲ進メ月ニ其面目ヲ新タニス之ニ反シテ我國政治ノ著書ハ十數年來概ネ稗史小說ノ類ニ止マリ絕エテ眞正ノ地位アルモノヲ見ス、弊店之ヲ憂フルコト久シ、然ルニ此原書ハ實ニ近代ノ一大著書（大部二卷）ニシテ、該博ノ識見ニ依リ且新新ノ論法ト奇警ノ觀察トヲ以テ政治上總テノ題目ヲ論破シ眞ニ政界ノ龜與ヲ窮メタルモノト謂ツヘキナリ、曩ニ室原先生ニ其譯ヲ乞ヒ、今ヤ第一編國家ノ部譯成リテ刊行ニ附ス、尚第二編憲法ノ部、第三編政府ノ部ハ譯成ルニ隨ヒ漸次之ヲ刊行セントス冀クハ諸彦ノ讀ニ依テ新思想ノ本邦ニ普及スルヲ得ハ弊社ノ光榮之ニ過クルモノナシ

殖民協會創立員桓屋盛福君著

訂正增補　海外殖民論　全一册　定價金三拾五錢　郵稅拾錢

本書ハ著者ガ曩ニ歐米各國ニ赴ク前既ニ世上ノ喝采ヲ博シタルモノニシテ又曾テ乙夜ノ覽ニ入リ其世ニ益アルハ喋々ヲ要セザルベシ前編モ亦七章トシ我殖民地ト爲スニ適當ト認タル墨西哥外諸國ノ地理氣候人口財政交通產業及ヒ日本トノ關係等ヲ詳述シ實ニ殖民ノ指針タルモノナリ今ヤ著者ノ經驗ノ事業ヲ了（○ふりかな付）實地踏査ノ成績ヲ得タルニヨリ大ニ訂正增補シタルモノニシテ眞ニ適切其要ヲ得タルノ良書ナリ

保育協會編纂

保育叢譚　婚姻譚　全三册　正價金三拾八錢　郵稅八錢

個人ノ幸福ハ健全ナル心身ヲ享有スルニ在リテ。國家ノ大計ハ智勇ナル國民ヲ產出スルニ在リ。而シテ健全ナル心身ヲ享有スルト智勇ナル國民ヲ產出スルトハ完全ナル保育法ヲ講スルノ外ナシ。此書ハ保育協會ガ保育法ニ關スル事項ヲ取リ調ベラレタル者ニテ本卷ハ保育法ノ根源タル婚姻ノ事項ニ就テ尤モ丁寧詳細ニ說キ明カシタル者ナレバ子女ヲ健全ニ養育シ國家百年ノ大計ヲ慮ル者ハ必ス一讀スヘシト云

大日本水產會幹事村田保君序文　高雄北軒著

農商務省農務局長藤田四郎君序文

北海道水產全書　全一册　正價金五拾錢　郵稅八錢

本書は開到精密の調査と實驗とを以て北海道漁業上細大ノ現象ヲ窺出し且つ著者の識見を加へたり矣故に一讀以て漁業及商業の實況を知らしむるを加之漁業家の參考爲政家の經綸策も講究し或は畫策するを得へし眞に暗室の明燈と云ふへし一本道水產の著未に世に公にせらるゝものなく個々水產に關する著書あるも統計の類若くは簡易のものに過きす幸に此の一大明鏡に據り江湖に裨益するあらは本書の榮之に過きす

發行所　東京銀座四丁目（電話一四八三番）　博聞社

矯正図書館

會　告

●本會雑誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アランコヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雑誌　壹部定價　前金六錢　（全國無遞送料）
●仝　署内五名以上購讀ノ向ハ　壹部　前金五錢五厘（仝上）
●一府縣内數名ノ協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
●又一署内十名以上ノ雑誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ增減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラルヽ諸君ニハ雑誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
●廣告料　一行一回分　金十錢

○雑　則

●監獄雑誌ヲ注文セラルヽ向ハ住所姓名（官衙ニ率屬セラルヽ者ハ其衙名官職名）ヲ詳記シ雑誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヽヘシ
●雑誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雑誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ（督）印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ（濟）印ヲ押捺スルヲ例トス
●雑誌代金ヲ送付セラルヽ向ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ッ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
通運便ニ付セラルヽ向ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラルヽ向ハ五厘切手一割增タルヘシ
●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラルヽ向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
●本誌實費頒布ノ向ハ其旨申込アルヘシ

明治廿七年六月三十日發行　（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

發行人兼編輯人　磯村兌貞
印刷人　海沼富太郎
發行所　愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸　警察監獄學會支會
　　東京四ッ谷區荒木町廿七番地　警察監獄學會支會
印刷所　東京市京橋區銀座四丁目一番地　博聞社